

昭島市の環境

(昭島市環境基本計画に基づく事業報告)

平成15年度

昭島市環境部

はじめに

昭島市は、平成13年度からスタートした「昭島市第4次総合基本計画」の基本理念のひとつに、自然の恵みを大切にする「環境との共生」を新たに加え、環境問題を市政の重要な課題として位置づけています。

平成14年3月には、環境と共生する循環型社会をめざして「環境基本計画」を策定いたしました。また、環境基本計画を推進し、自ら率先して環境負荷の低減に取り組むため、平成15年9月に本庁舎及び水道部において、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001を認証取得しました。

環境行政は多くの課題を抱えています。これからの環境問題は、市民、事業者、行政のあらゆる活動のなかで、それぞれが意識をもって環境負荷の低減に取り組むことが必要です。今後も、市民、事業者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、環境の保全の推進に努めてまいります。

なお、昭島市環境審議会委員の方々からの貴重なご意見等をいただくなかで本冊子を作成いたしました。

この冊子を広くご活用いただき、本市の環境への取組に一層のご理解をいただければ幸いです。

平成16年11月

昭島市環境部

Ⅲ 参考資料（環境基準など）	54
1 大気について.....	54
2 騒音・振動について.....	55
3 光化学スモッグについて.....	59
4 水質について.....	59
5 底生生物調査について.....	61
6 湧水について.....	62
7 地下水揚水の規制について.....	62
8 工場・指定作業場等について.....	62
9 化学物質の適正管理について.....	64
10 特定建設作業について.....	65
11 燃料調査について.....	67
12 ダイオキシン類について.....	68

昭島市環境基本計画

I 昭島市環境基本計画

1 昭島市環境基本計画の概要

平成14年3月に策定された「昭島市環境基本計画」は、安全で快適な環境を守り、創り、育て、次の世代に引き継いでいくために、「美しい水とみどりを将来の世代に」を望ましい環境像に掲げています。その実現のために5つの基本目標を設定し、市、市民、事業者のパートナーシップにより、それぞれの日常活動から環境負荷の低減を図り、環境の保全等に取り組む計画になっています。

なお、計画は、平成14年度から20年後の平成33年度を目標年度としておりますが、社会状況の変化に対応するため、おおむね10年を目途に見直しを行います。

望ましい環境像とその実現のための5つの基本目標

美しい水とみどりを将来の世代に	1．水と自然を大切にすまち 多摩川や崖線及び湧水の自然を大切にし、地下水を守り、生態系に配慮して自然の保全と回復や適正な利用施策を講じることにより、人と自然が共生し市民が身近に水と自然を大切にすまちづくりを推進し、これを次世代に継承します。
	2．みどりとふれあう文化のまち 歴史・文化資産を守り、公園や街並みのみどりを守り育て、農地・用水の維持に努め、憩いとやすらぎの中に、みどりとふれあう文化のまちづくりを推進し、これを次世代に継承します。
	3．健康な暮らしを守るまち 大気や水・土壌の汚染、騒音・有害化学物質等による環境悪化の未然防止に努め、市民が安心して日々の生活をおくることができるように、健康な暮らしを守るまちづくりを推進します。
	4．地球にかける負担の少ないまち ごみの減量とリサイクル、省資源・省エネルギーや新しいエネルギーの導入を実践することにより、循環型社会への転換を図り、地球環境にかける負担の少ないまちづくりを推進します。
	5．環境を学びみんなで取り組むまち 環境情報の整備・提供や環境教育・学習機会の充実を図り、市民一人ひとりが環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動できるようなまちづくりを推進します。

2 環境基本計画の推進

計画を推進し、基本目標を実現するため、134項目の具体的な取組施策について、毎年、実施予定年度の調査を行っています。

また、前年度に取り組んだ施策の事業報告をもとに、昭島市環境基本計画庁内推進委員会及び環境審議会で計画の進捗状況などについての審議を行っています。

3 施策の体系

() 内は分類記号

	基本目標	施策の基本的方向	基本的施策		
美しい水とみどりを将来の世代に	(A) 水と自然を大切に するまち	(1) 多摩川の自然を守る	広域的協力による水質と水量の保全	(A1-1)	
			多摩川と周辺の自然環境の保全	(A1-2)	
			河川敷の清掃・美化	(A1-3)	
		(2) 崖線、湧水、水辺を大切に する	崖線の保全・湧水の保全・玉川上水の保全	(A2-1)	
			(3) 地下水を守る	地下水100%の水道水の維持	(A3-1)
		節水や水の再利用の推進		(A3-2)	
		地下水の涵養		(A3-3)	
		水循環の実態調査		(A3-4)	
		(4) 生き物とみどりを育む	生態学的な実態調査の実施	(A4-1)	
			動植物の棲息環境の回復	(A4-2)	
		(B) みどりと ふれあう 文化のま ち	(1) 歴史・文化資産を継承していく	歴史・文化資産の調査及び保全	(B1-1)
				歴史・文化資産に接する機会の拡大	(B1-2)
	(2) まちのみどりを守り育てる		公園や緑地の整備	(B2-1)	
			緑化の推進	(B2-2)	
			環境の美化	(B2-3)	
	(3) 農地・用水を維持する		農地の保全と農産物の生産確保	(B3-1)	
			農業用水路の維持と水辺環境の維持	(B3-2)	
			農産物生産者と消費者の交流の拡充	(B3-3)	
	(C) 健康な暮 らしを守 るまち		(1) 生活環境を守る	定期的な大気、水質、騒音等のモニタリング調査の実施	(C1-1)
		自動車公害対策の推進		(C1-2)	
		近隣における環境問題への対応		(C1-3)	
		(2) 航空機騒音対策を推進する	測定、監視、調査体制の確保	(C2-1)	
			騒音対策の推進	(C2-2)	
			基地周辺自治体との連携	(C2-3)	
		(3) 有害化学物質から健康を守る	適正な情報の収集と提供	(C3-1)	
			モニタリング調査の実施	(C3-2)	
			ごみの適正処理	(C3-3)	
(D) 地球にか ける負担 の少ない まち	(1) ごみを減らしリサイクルを推進 する	ごみの減量化の推進	(D1-1)		
		リサイクルの推進	(D1-2)		
		リサイクル商品等の利用促進	(D1-3)		
	(2) 新しいエネルギーを導入する	省エネルギーの推進	(D2-1)		
		新しいエネルギーの導入の推進	(D2-2)		
	(3) 地球環境の保全に取り組む	温室効果ガスの排出削減	(D3-1)		
		フロン回収	(D3-2)		
		森林を守り増やす活動への広域的協力	(D3-3)		
		地球環境の保全に関する実践活動の普及	(D3-4)		
	(E) 環境を学 びみんな で取り組 むまち	(1) 環境学習を推進する	地域環境の学習の推進	(E1-1)	
学校と地域の連携の強化			(E1-2)		
体験型学習機会の拡充			(E1-3)		
循環型社会を担う消費者としての学習の推進			(E1-4)		
(2) 環境を大切にする活動を推進す る		環境情報の提供	(E2-1)		
		市民の交流と活動の支援	(E2-2)		
		人材の育成	(E2-3)		
(3) 協力と責任のある推進体制を確 立する		パートナーシップの構築	(E3-1)		
		環境マネジメントシステムの導入推進	(E3-2)		

4 環境基本計画の取組状況

施策の体系に示された基本的施策を推進するため、134項目の取組施策の平成15年度における事業の実施状況は次のとおりです。なお、主な事業を5. 事業実施報告の章で説明しています。

☆ 表の見方

基本的施策欄のアルファベットは基本目標、続く数字は施策の基本的方向、ハイフンの後ろに続く数字は基本的施策を表します。実施時期欄の①及び②は、取組施策の具体的事業を短期（平成14年度～17年度、①）又は中期（平成18年度～24年度、②）の期間中に実施予定であることを表します。（※ 頁）は、事業実施報告の頁を表します。

基本的 施策	取組施策	担当課	実施 時期	平成15年度実施状況 ※印は、事業実施報告で説明
1 A1-1	国や東京都及び流域の自治体や住民との連携のもとに、多摩川の豊かな流れを守るため、水源地域の支援方策を検討します	環境対策課 企画政策室		
2 A1-1	多摩川の自然を回復する基本的条件として水質をさらに改善するため、水質保全に関する啓発活動を強化します	環境対策課 下水道課		し尿処理有料化に伴う水洗化普及の通知送付
3 A1-2	多摩川における自然の保全と多自然型河川整備に参加し、川に関する知識を継承するとともに、動植物の棲息環境を保全するよう努めます。またアキシマクジラやアケボノゾウなどの歴史・文化資産を継承していきます	管理課 社会教育課		
4 A1-2	国の河川整備計画に基づき市民参加による多摩川河川敷や拝島緑地等の保全と利用に努めます	緑と公園課 管理課		水辺の楽校開設
5 A1-2	多摩川河川敷については、自然生態系の保全や回復に配慮しながら、散策、スポーツ等の市民利用に応えるよう国に要望していきます	緑と公園課 管理課		京浜河川事務所との懇談会で要望 水辺の楽校開設
6 A1-2	滝山丘陵の生態系や自然景観の保全に努めます	緑と公園課		
7 A1-3	多摩川を大切に作る心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めます	管理課 社会教育課		多摩川クリーン作戦実施
8 A2-1	連続する崖線のみどりの実態を把握し、その保全・活用の方角を検討した「昭島市崖線の樹林地調査」をふまえ、その保全を図ります	緑と公園課		保存樹木等補助制度(10頁)
9 A2-1	保存樹木・保存樹林の指定を促進するとともに、指定した樹木・樹林等を市民の協力を得て適正に管理・育成するよう指導します	緑と公園課		保存樹木等補助制度(10頁)
10 A2-1	東京都に対して緑地保全地域の指定拡大を求めます。また、貴重な樹林地については公有地化に努めます	緑と公園課		東京都に公有化を要望
11 A2-1	樹林地の周辺環境特性に応じて自然や郷土の学習の場としての活用や農地と一体となった郷土景観の保全に努めます	産業振興課 緑と公園課		
12 A2-1	渇水期には枯れてしまう湧水の水脈を探り、その保全方策を検討するため、市民と連携してみずみち調査を進めます	環境対策課		
13 A2-1	透水性舗装の整備や雨水浸透施設の助成等、雨水の浸透や湧水の水脈の保全に関する施策を推進します	下水道課 建設課		雨水浸透施設設置費補助制度 (10頁)
14 A2-1	湧水やその周辺の水辺について、地域特性に応じた水辺の保全や再生に努めます	環境対策課		
15 A2-1	市民と協力して水辺環境の保全・整備を図ります	建設課 環境対策課		水辺の散歩道の整備 (市民懇談会開催)
16 A2-1	良好な環境を保っている湧水については昭島の憩いの水辺として、保全策の強化に取り組みます	環境対策課		

基本的 施策		取 組 施 策	担当課	実施 時期	平成15年度実施状況 ※印は、事業実施報告で説明
17	A2-1	玉川上水については、広域的に連続したみどりであり、歴史的にも価値のあることから、市民がそのみどりや水辺の景観を楽しむことができるよう、東京都と連携してその周辺環境整備を図ります	建設課 環境対策課		
18	A2-1	市民参加により玉川上水の自然を大切に活動や清掃・美化に努めます	環境対策課 社会教育課		老人クラブ(堀向クラブ)による 清掃(年2回)
19	A3-1	地下水のみによる水道水を、将来にわたって供給できるよう努めます	水道・工務課		漏水調査(西部地区)
20	A3-1	水の安全性を確保するため、地下水汚染防止のための適切な措置を事業所等に求めるとともに、水質検査を充実します	環境対策課 水道・工務課		地下水水質検査(14事業所)
21	A3-2	全市民レベルでの節水の実践を促進するため、積極的な啓発活動の展開を図り、節水コマ等の身近な節水型器具の普及を推進します	水道・工務課		水道施設見学会、出前講座 (11頁)
22	A3-2	雨水利用や循環利用を推進するため、公共施設における率先した取組を進めるとともに、民間施設にも取組を要請します	建築課 環境対策課 建設課		
23	A3-2	家庭用の雨水貯留槽の普及促進を図ります	水道・工務課		雨水貯留槽設置助成制度 (11頁)
24	A3-3	市道や公共施設の駐車場においては雨水浸透施設の整備を推進します	建設課 建築課 下水道課		
25	A3-3	駐車場等における透水性舗装の普及に取り組みます	管理課 環境対策課		バス停留所の透水性舗装 (11頁)
26	A3-3	雨水浸透施設等の普及促進を図ります	下水道課		広報掲載(年2回)
27	A3-3	地下水の涵養のため樹林や農地、緑地等の保全に努めます	緑と公園課 産業振興課		保存樹木等補助制度 親子米作り教室
28	A3-4	地下水に関する水脈調査等の収集に努めます	水道・工務課		水源井の溶存成分量調査による 地下水位分布の把握
29	A4-1	植物、動物(昆虫類、水棲動物等)に関する生態学的な自然環境調査に市、市民、学識経験者が連携して長期的に取り組めます	社会教育課 環境対策課		
30	A4-1	自然環境調査の結果をふまえ、昭島市の貴重な動植物の指定や保護に努めます	社会教育課		
31	A4-1	市民参加の自然観察会等を開催し、地域の自然への理解を深めます	環境対策課 社会教育課		水辺の楽校で魚捕りと水中観察 (12頁)
32	A4-2	国と連携して、市民参加により多摩川河川敷におけるピオトープの創出に取り組めます	環境対策課		水辺の楽校開校 (12頁)
33	A4-2	関係団体や市民の参加により、学校や公園等の公共施設におけるピオトープの創出に取り組めます	教育・庶務課 緑と公園課		
34	A4-2	鳥の餌となる実のなる樹木を植えるなど、学校や公園等の身近な場所のエコアップ(自然度の向上)に努めます	緑と公園課 管理課 教育・庶務課		
35	B1-1	社寺をとりまく鎮守の森や多摩川の渡しなど史跡周辺の自然環境調査を実施します	社会教育課		
36	B1-1	歴史・文化資産をとりまく環境の保全に向けて市民参加による計画づくりに取り組めます	社会教育課		市民参加による文化財保全計画 (大日堂境城、大日堂、仁王門修理)
37	B1-2	郷土の歴史と環境をテーマにした広報や教育活動を進めます	社会教育課		文化財講座開催

基本的 施策		取 組 施 策	担当課	実施 時期	平成15年度実施状況 ※印は、事業実施報告で説明
38	B1-2	親しみやすい郷土資料の作成、史跡の周辺環境整備と史跡 巡りコースの紹介等を行います	社会教育課		文化財史跡めぐり(31名) 史跡看板建てかえ(3枚)
39	B2-1	緑地面積の目標値を575haとし、緑地の割合では33%の確保 をめざします	緑と公園課		
40	B2-1	保存樹木(幹周り150cm以上)や保存樹林(300㎡以上)の補 助制度の拡充を図ります	緑と公園課		
41	B2-1	市内のみどりに関する情報をまとめた「みどりのガイドブック」 を緑化推進協力員の協力により作成します	緑と公園課		
42	B2-1	地域の潜在植生や固有種等、地域の自然環境特性をいかした 公園の整備を進めます	緑と公園課		
43	B2-1	身近なくつろぎの場としてポケットパークの整備を図ります	建設課 管理課		ポケットパーク(宮沢三丁目)の整 備
44	B2-1	多様化する市民の価値観や防災空間としての利用にも適合 した公園や緑地づくりを進めます	緑と公園課 建設課 防災課		災害時対応トイレ設置(北文化公 園等)
45	B2-1	市民に親しまれる公園や緑地を維持するため、市民参加によ る公園づくりやその管理を推進します	緑と公園課 生活コミュニ ティ課		アダプト制度(1団体)による公園 管理(北文化公園)
46	B2-2	公園の緑化や街路樹、花壇の整備により、みどり豊かなまち づくりを進めます	緑と公園課 管理課 建設課		駅前の植栽(マリーゴールド、ポ ーチュラカ等) 花壇コンクール(16団体応募) (13頁)
47	B2-2	道路整備にあたっては、適正な樹種の選定やシンボルとなる 街路樹づくりなどを進めます	建設課		街路樹の植栽 (昭島8号線 サルスベリ)
48	B2-2	市民がみどりに親しめるよう街路樹や花壇に樹木や花の看板 をつけるなど、市民の参加による整備を進めます	管理課 緑と公園課		樹名板設置(昭和公園 81枚)
49	B2-2	街路樹や花壇の管理にあたっては、化学肥料等の使用の削減 に努め、落ち葉の堆肥化による再生利用を図ります	管理課 緑と公園課		
50	B2-2	公共施設については緑化ガイドラインを設け、緑化を推進し ます	緑と公園課		
51	B2-2	住宅のブロック塀の生け垣化やベランダの緑化、屋上緑化など 敷地内の緑化推進を図ります。また、緑化ガイドブックの作 成や補助制度の拡充に努めます	緑と公園課		生垣造成事業 屋上緑化造成事業補助制度 (13頁)
52	B2-2	グリーンフェスティバルの拡充や、市民の記念植樹のための 苗木配布等により、緑化意識の高揚を図ります	緑と公園課		苗木配布(グリーンフェスティバ ル、都市緑化月間)
53	B2-3	ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化を推進しま す	環境対策課 ごみ減量課		ポイ捨て禁止看板設置 市内特別清掃 (14頁)
54	B2-3	土地の所有者や使用者の協力を得て、空き地等の適正管理 を進めます	環境対策課		空き地管理指導(苦情処理28件)
55	B2-3	道路、公園、水路等の公共施設の計画的清掃に努めます	管理課 産業振興課 環境対策課 緑と公園課		スクリーン清掃(昭和用水) 主要市道清掃(46路線)
56	B2-3	各駅周辺における駐輪場を整備し、不法駐輪対策を進めま す	管理課		駐輪場拡幅整備(中神駅北口) 警告看板設置(6枚)
57	B3-1	農地は、農産物を供給する場であり産業としての農業をめざ して、農地保全のための施策に取り組みます	産業振興課		親子農業体験教室 (15頁)

基本的 施策		取組施策	担当課	実施 時期	平成15年度実施状況 ※印は、事業実施報告で説明
58	B3-1	農地は、都市における貴重なみどりの空間となっており、その保全に努めます	産業振興課		生産緑地追加指定説明会(2回開催 38人出席)
59	B3-1	防災空間としての農地の役割を認識するとともに、体験型農園、教育の場としても、農地の保全と活用を図っていきます	産業振興課		総合的学習の時間で水田の活用の取組(光華小、福島中)
60	B3-1	農地保全のシステムづくりを進めるとともに、消費者と連携した営農が図れるよう支援に努めます	産業振興課		朝市開催(田中町住宅自治会) 農産物の出品(東中神駅前野菜市)
61	B3-2	農業用水路の適正な水質維持を図ります	産業振興課 環境対策課		スクリーン清掃
62	B3-2	農業用水路の年間を通した通水や用水路沿いの自然散策路等、市民が親しめる水辺環境の保全に取り組みます	環境対策課 建設課		水辺の散歩道の整備
63	B3-3	新鮮で安心できる農畜産物の売買を通して、消費者と農畜産物生産者が交流し信頼関係を築いていけるよう、農畜産物消費者交流施設の維持・拡充と交流のための企画の強化を図ります	産業振興課		農畜産物消費者交流施設「ふれっ旬」の維持
64	C1-1	道路沿道を中心に、大気、騒音モニタリング調査を継続的に実施し、必要に応じて関係機関に改善のための必要な要請を行います	環境対策課 都市計画課 管理課		大気、騒音モニタリング調査 (16頁)
65	C1-1	水質、土壌、地下水のモニタリング調査を定期的実施し、必要に応じて適切な指導を行います	環境対策課 (水道部)工務課		水質、地下水のモニタリング調査 (22頁)
66	C1-1	国、東京都によるモニタリング調査に関する情報を収集し、必要な検討を加えます	環境対策課		国、東京都のモニタリング調査に関する情報の収集
67	C1-1	生活排水に関する知識の啓発や必要な指導を行います	下水道課		「ホタルマップ」作成
68	C1-2	庁用車の買い換えは原則として低公害車とし、市民及び事業者における低公害車の普及促進に努めます	契約管財課 環境対策課		天然ガス車、ハイブリッド車、低公害車の購入
69	C1-2	ノーマイカーデーや時差出勤の奨励、マイカー通勤の自粛等により公共交通機関の利用促進に努めます	職員課		ノーマイカーデー実施 (職員対象月1回)
70	C1-2	交通渋滞による大気汚染や騒音の低減を図るため、特に渋滞の著しい国道16号(小荷田、松原地区)や多摩大橋北交差点の拡幅整備事業等、交通の流れを円滑にするための諸対策の促進や健康への影響把握等について、国や東京都に要請します	都市計画課 環境対策課		国道16号武蔵野橋付近の用地買収(買収中) 多摩大橋架け替え工事
71	C1-2	共同配送等の環境にやさしい輸送体制の導入を事業者に働きかけます	環境対策課		
72	C1-2	アイドリングストップをはじめとするエコドライブの普及啓発を推進します	環境対策課		
73	C1-3	近隣における環境問題に関し、その円滑な解決を図り、必要に応じて関係者との協議や苦情処理事務所等の指導を行います	環境対策課		騒音等の苦情処理 (40頁)
74	C1-3	大規模小売店舗の出店における周辺環境対策を推進します	産業振興課 環境対策課 管理課 都市計画課 地域開発課		住民説明会(モリタウン、エコス昭島店)
75	C1-3	住宅や工場の混在する地区における近隣の環境問題の防止に努めます	環境対策課		騒音等の苦情処理
76	C2-1	航空機騒音に関する定期的な測定と監視に努めます	環境対策課 基地渉外		騒音測定(拝島第二小学校他4地点)

基本的 施策		取 組 施 策	担当課	実施 時期	平成15年度実施状況 ※印は、事業実施報告で説明
77	C2-2	飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限を関係機関に要請します	基地渉外		飛行制限等の要請(市・市議会 国、都及び基地周辺市町連絡協 議会 国・米軍)
78	C2-2	住宅防音工事の対象範囲の拡大をはじめ、補助対象施設の 拡大及び補助額の増額など基地周辺環境整備の充実に向 け関係機関に要請します	基地渉外 都市計画課		基地周辺環境整備の要請(市・市 議会・都及び基地周辺市町連絡 協議会 国)
79	C2-2	学校、その他公共施設の防音・整備を行ない、市民生活の福 祉の向上に努めます	教育・庶務課 基地渉外		空調整備の取り替え工事(田中 小)
80	C2-3	基地周辺自治体と緊密な連携を図り、航空機騒音対策をは じめ環境の保全や健康への影響把握等の諸要請を関係機 関に行うなど広域的な取組を積極的に行います	基地渉外		航空機騒音の軽減等基地に起因 する諸要請(都及び基地周辺市 町連絡協議会 関係機関)
81	C3-1	有害化学物質については毒性の評価が不十分なものが多 く、それが住民に不安を与える要因になっていることから、関 係機関との連携等により適切な情報が提供できるよう努めま す	環境対策課		東京都環境確保条例に基づく情 報提供 PRTR法に基づいて有害化学物質 を取り扱う事業所の情報収集 (42頁)
82	C3-2	ダイオキシン類等の有害化学物質の定期的なモニタリング調 査を実施し、その結果を公表します	環境対策課 清掃センター		大気ダイオキシン類調査実施 昭島の環境の公表 (44頁)
83	C3-3	清掃センター焼却炉の適正な管理に努めます	清掃センター		焼却炉の適正管理
84	C3-3	野焼きの規制を進めます	環境対策課		広報、ホームページに啓発記事 掲載 (45頁)
85	C3-3	家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制を進めます	環境対策課		広報、ホームページに啓発記事 掲載
86	D1-1	ごみ排出量の一層の削減に取り組みます	ごみ減量課		ごみ戸別収集(4分の1世帯)
87	D1-1	分別収集を徹底し、ごみ分別の一層の細分化を進めます	ごみ減量課		古紙を種類ごとの収集に変更
88	D1-1	ごみ減量のための啓発を進めます	ごみ減量課		リサイクル展(年2回) マイバック作製
89	D1-1	市民や事業者との協力により過剰包装の自粛や量り売り、ば ら売り、詰め替え商品の普及に努めます	産業振興課 生活コミュニ ティ課 ごみ減量課		大型店、商工会への過剰包装の 自粛、店頭回収の要請
90	D1-1	公共施設や大規模集合住宅等における生ごみのコンポスト 化を促進します。家庭で用いる生ごみ堆肥化容器の購入補 助制度の拡充を図ります	ごみ減量課 地域開発課		購入費助成制度の充実(小型生 ごみ処理機の追加)
91	D1-1	地域の廃棄物減量等推進員による啓発、指導を進めます	ごみ減量課		消費生活展・リサイクル展
92	D1-2	リサイクルを推進し、ごみの総資源化率の目標値を35%以上 とします	ごみ減量課		昭島一般廃棄物処理基本計画の 推進
93	D1-2	リサイクル施設を整備し、リサイクルの促進を図ります	ごみ減量課		
94	D1-2	市民団体による資源回収活動の推進を図ります。このため、 資源回収奨励金交付制度の拡充等に努めます	ごみ減量課		資源回収活動の推進

基本的 施策		取 組 施 策	担当課	実施 時期	平成15年度実施状況 ※印は、事業実施報告で説明
95	D1-2	リサイクル通信の発行やリサイクル展の開催等による市民への啓発を進めます	ごみ減量課		リサイクル展 リサイクル通信(年1回) リサイクルトイレットペーパー作成
96	D1-2	資源化物の店頭回収への協力を働きかけます	ごみ減量課		大型店、商工会へ店頭回収品目の拡大を要請
97	D1-3	グリーン購入を推進し、リサイクル商品の利用促進を図ります	契約管財課		グリーン購入指針策定検討会を設置
98	D1-3	エコマーク、グリーンマークの商品等、環境に配慮したリサイクル商品の普及・啓発を推進します	契約管財課 環境対策課		グリーン購入指針策定検討会を設置
99	D1-3	公共工事に用いる資材については、再利用品の活用及び再利用に努めます	建設課 建築課 下水道課 水道・工務課 区画整理課		昭島市建設コスト縮減に関する行動計画の推進
100	D1-3	市民のリサイクル活動(フリーマーケット、不用品交換会等)を支援します	ごみ減量課 生活コミュニ ティ課		生活用品交換情報の広報掲載 (年22回)
101	D2-1	電気、ガスなどの省エネルギーに配慮した施策を実践します	環境対策課		地球温暖化対策実行計画、環境 マネジメントシステムの推進 (49頁)
102	D2-1	省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及に努めます	環境対策課		省エネ家計簿作成 (46頁)
103	D2-1	公共施設の冷暖房温度は、夏は28、冬は20を目安に設定します	契約管財課		地球温暖化対策実行計画、環境 マネジメントシステムの推進
104	D2-1	自動車のアイドリングストップなど、エコドライブを励行します	環境対策課		指定作業所(駐車場)届出の際の 指導 地球温暖化対策実行計画、環境 マネジメントシステムの推進
105	D2-1	省エネ型の住宅の建設促進を進め、補助制度の拡充を要請します	都市計画課		
106	D2-2	公共施設での太陽光や太陽熱等の新しいエネルギーの導入に努めます	建築課		
107	D2-2	太陽光発電や太陽熱利用及びバイオマスエネルギー等、新しいエネルギーの普及と導入の支援を進めます	環境対策課 都市計画課		
108	D2-2	燃料電池等、クリーンで新しいエネルギーの開発状況をふまえ、その導入や普及に努めます	環境対策課		
109	D3-1	地球温暖化対策の実施にともない省エネルギー等を推進し、自らの活動により排出される二酸化炭素等の削減に取り組みます	環境対策課		地球温暖化対策実行計画、環境 マネジメントシステムの推進 (49頁)
110	D3-1	温室効果ガスの約89%を占める二酸化炭素の排出を削減するため、国の削減目標値(6%)をふまえた削減目標値を設定し、省エネルギー等によりこの達成に取り組みます	環境対策課		地球温暖化対策実行計画、環境 マネジメントシステムの推進 (49頁)
111	D3-2	フロン回収を継続的に実施し、フロンを適切に処理します	ごみ減量課		家電リサイクル法による対応
112	D3-3	地球温暖化対策の一環として、森林を守り増やす活動への広域的協力を努めます	環境対策課 緑と公園課		
113	D3-4	地球環境の保全に取り組むための身近な手引書や環境家計簿の作成に取り組みます	環境対策課		省エネ家計簿作成 (46頁)
114	D3-4	イベントの開催等により地球環境の保全の意識の啓発に努めます	環境対策課		環境ブース出展(消費生活展・リ サイクル展、産業祭) (47頁)

基本的 施策		取 組 施 策	担当課	実施 時期	平成15年度実施状況 ※印は、事業実施報告で説明
115	E1-1	市民参加で地域環境の学習のテキストを作成します	環境対策課		
116	E1-1	地域環境に関する親しみやすい視覚教材を作成します	環境対策課		環境学習教材として風力発電・太陽光発電装置設置(児童館)
117	E1-1	植物への名札付けの定期的な実施や自然観察会等、環境に関する体験的な学習を推進します	環境対策課 緑と公園課 指導室		樹名板設置(昭和公園)
118	E1-2	環境学習において、学校と地域の人材の交流を図ります。市民や教師の自主的な交流を支援し、学校における環境学習に地域の人材(教育活動支援者)を活用します	指導室		教育活動支援者の活用(多摩川: 拝島四小等、ケナフ: 中神小、昭島の自然: 東小) 体験的学習(玉川用水: 拝島二小)
119	E1-2	学校と地域が連携して、自然体験や農業体験等のような校外学習における体験型環境学習の機会を創出します	指導室		体験型環境校外学習(米作り: 福島中、野菜作り: 清泉中、農業体験: 多摩辺中、学童農園での米作り: 共成小、自然体験活動キャンプ: つつじが丘北小等)
120	E1-2	ピオトープの創出等の地域における環境活動において学校と地域の連携による取組を支援します	指導室 環境対策課		ピオトープ(成隣小) 水生植物園(拝島第二小)
121	E1-3	環境学習を行う場づくりを進めます	環境対策課 社会教育課 公民館		環境学習講座、 フォローアップ講座 (48頁)
122	E1-3	自然観察施設をはじめとする体験型学習施設の設置に努めます	環境対策課 社会教育課		水辺の楽校開校
123	E1-3	水とみどりなどの自然学習コースの整備を図ります	環境対策課 緑と公園課 社会教育課		水辺の散歩道整備
124	E1-4	節水、ごみの減量化とリサイクル、省エネルギーについての体験型学習の推進に努めます	ごみ減量課 環境対策課 水道・工務課 指導室		リサイクル等体験型学習の推進 (施設見学会: 清掃センター、水道部)
125	E2-1	地域の環境の実態についての情報を充実して定期的に提供します	環境対策課		「昭島市の環境」発行 広報掲載 (49頁)
126	E2-1	情報の提供とコミュニケーションのためのシステムづくりを進めます	環境対策課		
127	E2-1	地域の環境の現況や活動のための人材等に関する情報バンクの整備を進めます	環境対策課		
128	E2-2	環境に関する市民参加活動の中で、市民相互の連絡や市との連携のできる施設ともなる交流の場づくりを進めます	生活コミュニ ティ課 環境対策課		環境学習講座 (48頁)
129	E2-3	環境に関する市民参加活動を進める環境指導者の養成を図ります	環境対策課		
130	E3-1	市民や市民団体(NPOを含む)及び事業者との連携・協力関係を育てます	生活コミュニ ティ課 環境対策課		ISO14001認証取得事業所連絡会
131	E3-1	市民や事業者の身近な参加機会を積極的に創出するよう努めます	生活コミュニ ティ課 環境対策課		環境フォーラム(49頁) 省エネ家計簿作成(46頁)
132	E3-1	市民との協働による環境づくりを継続し、パートナーシップが形成されるよう努めます	生活コミュニ ティ課 環境対策課 建設課		市民との協働による水辺の楽校 の開校
133	E3-2	公共施設での環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証取得を積極的に進めるとともに、事業者にも自主的に認証取得するよう理解を求めます	環境対策課 水道・業務課		認証取得(本庁、水道部: 平成15 年9月26日) (49頁)
134	E3-2	環境行政を効果的に進めるため、環境保全施策の費用と効果の把握に努め、環境会計の導入に取り組みます	財政課		

5 事業実施報告

平成15年に実施した主な事業の実施状況

(A) 基本目標・水と自然を大切にすまち

施策の基本的方向 (1) 多摩川の自然を守る

基本的施策：河川敷の清掃・美化 (A1-3)

事業名	多摩川クリーン作戦
担当課	都市整備部 管理課

多摩川を大切にすま心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めるため、多摩川クリーン作戦として、一斉清掃を行いました。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施月日	4月15日	4月21日	5月18日
参加人員	3,164人	—	2,515人
収集した廃棄物量	3,620kg	雨天のため中止	2,020kg

※平成14年度は雨天のため中止になりましたが、平成15年度から予備日を設け、実施しています。

施策の基本的方向 (2) 崖線、湧水、水辺を大切にする

基本的施策：崖線の保全・湧水の保全・玉川上水の保全 (A2-1)

事業名	保存樹木等補助金
担当課	環境部 緑と公園課

所有者の協力を得て保存樹木等補助金制度を活用し、連続する崖線のみどりの保全を図っています。しかし、年々緑地等が減少しており、樹林地の公有化など、機会を捉え東京都などに要望しています。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
保存樹木	191本	186本	175本
保存樹林	16箇所	15箇所	15箇所

事業名	雨水浸透施設設置費補助
担当課	都市整備部 下水道課

湧水等の保全を図るため、雨水浸透施設設置費補助を行い雨水の地下への浸透を促進しました。今後も機会あるごとに補助制度の周知を図ります。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
補助件数	16件	14件	6件

施策の基本的方向 (3) 地下水を守る

基本的施策：節水や水の再利用の推進 (A3-2)

事業名	節水のための啓発活動
担当課	水道部 工務課

地下水100%の水道水を維持するために、施設見学会や水道週間等を通じ、節水普及啓発活動を行いました。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
施設見学会	21回	24回	23回
出前講座	3回	2回	6回
広報掲載	4回	4回	3回

事業名	雨水貯留槽設置助成
担当課	水道部 工務課

自然な水の循環をよみがえらせるために、雨水を貯留し再利用する貯留施設を設置する方に、設置に要する費用の助成を行いました。今後も、水循環の啓発活動を周知し、設置個所の増加をする必要があります。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
雨水貯留槽	20件(24基)	15件(16基)	4件(4基)
浄化槽の雨水貯留槽転用	1件	2件	3件

※雨水貯留槽の補助件数のうち()書きは設置件数です。

※浄化槽の雨水貯留槽転用は雨水浸透施設設置費補助事業(都市整備部下水道課)です。

基本的施策：地下水の涵養 (A3-3)

事業名	透水性舗装実施事業
担当課	都市整備部 管理課

地下水の涵養の保全を図るため、公共施設の駐車場等の舗装を行う場合は、透水性舗装を行い雨水の地下浸透を図りました。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
市道、私道舗装	2,117m ²	1,049m ²	—
駐車場舗装	2,414m ²	401m ²	—
バス停留場舗装	—	—	87m ²

施策の基本的方向 (4) 生き物と緑を育む

基本的施策：生態学的な実態調査の実施 (A4-1)

事業名	水辺の楽校推進事業
担当課	環境部 環境対策課

平成15年5月17日に多摩川河川敷に開校した「あきしま水辺の楽校」を利用し、市民参加により多摩川の自然などについて楽しく学びました。

年 度	平成15年度
内 容	① 開校式 ② 魚捕りと水中観察(子ども 19名参加)

※「河原で遊ぼう」のイベントは、雨天のため中止になりました。



水辺の楽校全景

(開校式)



テープカット



記念植樹 (オニグルミ)



施設案内

(魚捕りと水中観察)



魚捕り



水中観察

(B) 基本目標・みどりとふれあう文化のまち

施策の基本的方向 (1) まちのみどりを守り育てる

基本的施策：緑化の推進 (B2-2)

事業名	生垣等造成補助
担当課	環境部 緑と公園課

民有地の緑化を図るため、生垣造成や屋上緑化など敷地内の緑化推進を図りました。なお、屋上緑化は、平成14年度に補助制度を設けました。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
生垣造成	5件	5件	6件
屋上緑化	—	1件	2件

事業名	花の応援事業
担当課	環境部 緑と公園課

花植えボランティアの協力を得て、春と秋の年2回、駅前花壇、市道植栽ますなどに季節の花を植え、まちを花で飾りました。

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
花の種類	ポーチュラカ、メランポ ディウム、パンジー、サ フィニア、インパチェン ス、ノースポール	ポーチュラカ、マリーゴ ールド、パンジー、サフ イニア、ストック、ナデ シコ	ポーチュラカ、マリー ゴールド、メランポデ ィウム、パンジー、ノ ースポール
株 数	23,630株	24,866株	21,404株



花植え (市民会館・公民館)

基本的施策：環境の美化（B2-3）

事業名	啓発活動の実施
担当課	環境部 環境対策課

歩き煙草や吸い殻のポイ捨て等により、まちの美化が損なわれないように、快適な生活環境の確保を図る取組として、ポイ捨て禁止横断幕を設置し、啓発活動を継続的に実施しました。

種別	設置数
ポイ捨て禁止横断幕	5枚（平成15年11月～継続中・延べ10箇所を設置）
マナー看板	98枚



ポイ捨て禁止啓発幕



マナー看板

事業名	市内クリーン活動
担当課	環境部 環境対策課

自治会、事業者をはじめ様々な団体、個人がボランティア清掃活動に取り組んでいる一方で、ごみのポイ捨てが後を絶たない状況にあることから、まちをきれいにするとともに、ポイ捨てをしない心を養い、美化意識の高揚を図るための取組として、市内のクリーン活動を実施しました。

市内特別清掃実績

可燃 ゴミ	不燃 ごみ	ビン	缶	ペット ボトル	電化 製品	プラス チック	その他
6,140kg	2,380kg	2,170kg	1,661kg	997kg	39台	1,077kg	5,680個

施策の基本的方向 (2) 農地・用水を維持する

基本的施策：農地の保全と農産物の生産確保 (B3-1)

事業名	親子農業体験教室事業
担当課	市民部 産業振興課

農地は農産物を供給する場であると同時に、消費者と市民とふれあう都市農業を推進するために、農作業体験として親子農業体験教室等を実施しました。

事業名 \ 年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
親子農業体験教室	20組の親子	22組の親子	20組の親子
親子水田農業体験教室	—	24組の親子	20組の親子



親子農業体験教室



親子水田農業体験教室

(C) 基本目標・健康な暮らしを守るまち

施策の基本的方向 (1) 生活環境を守る

基本的施策：定期的な大気、水質、騒音等のモニタリング調査の実施 (C1-1)

事業名	大気調査 (※54頁参照)
担当課	環境部 環境対策課

市内で交通量の多い国道16号線小荷田交差点での定期的な大気モニタリング調査を行いました。平成15年度は、瑞雲中交差点でも大気調査を行いました。

(1) 一酸化炭素 (CO)

- ・調査方法 大気中の一酸化炭素自動計測器を使用し、非分散赤外線吸収法により短期的評価で行いました。短期的評価とは、連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準に比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

《小荷田交差点》

【5月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素 (CO) 濃度は0.3 ppmから1.7 ppmの範囲で変動し、5月17日 (土) の18時～19時に期間最高値を記録しました。時間平均値の変動は、朝と夕方の通勤時間帯に緩やかなピークが見られました。

【12月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素濃度0.3 ppmから2.0 ppmの範囲で変動し、12月9日 (火) の7時～8時に期間最高値を記録しました。時間平均値の変動は朝と夕方の通勤時間帯に顕著なピークが見られました。

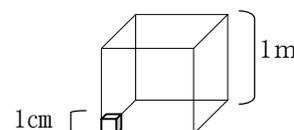
測定結果

(単位：ppm)

項目 月日	一酸化炭素 (CO)		
	最小値	最大値	平均値
5月11日 (日)	0.4	1.5	0.9
5月12日 (月)	0.4	1.4	0.9
5月13日 (火)	0.6	1.2	0.9
5月14日 (水)	0.5	1.2	0.9
5月15日 (木)	0.4	1.3	0.6
5月16日 (金)	0.3	1.2	0.6
5月17日 (土)	0.4	1.7	0.7

項目 月日	一酸化炭素 (CO)		
	最小値	最大値	平均値
12月7日 (日)	0.3	1.6	0.7
12月8日 (月)	0.4	1.9	1.0
12月9日 (火)	0.3	2.0	0.8
12月10日 (水)	0.3	1.6	0.8
12月11日 (木)	0.6	1.7	0.9
12月12日 (金)	0.5	1.9	1.1
12月13日 (土)	0.3	1.9	1.0

※ ppm … 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、10万分の1を1 ppmといいます。たとえば、二酸化硫黄が1 ppmとは、空気1 m³中に二酸化硫黄が1 cm³含まれる場合をいいます。



調査結果

	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	日平均値 (ppm)	8時間平均値が20ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無 (有×無)	環境基準の短期的評価を超えた日数 (日)
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
5月	7	168	0.8	0	0	0	0	1.7	○	0
12月	7	168	0.9	0	0	0	0	2.0	○	0

《瑞雲中学校交差点》

【 調査結果 】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素（CO）濃度は0.3 ppmから1.3 ppmの範囲で変動し、3月8日（月）の7時～8時に期間最高値を記録しました。時間平均値の変動は、朝と夕方の通勤時間帯に緩やかなピークが見られました。

測定結果 (単位：ppm)

項目 月日	一酸化炭素（CO）		
	最小値	最大値	平均値
3月6日（土）	0.3	1.0	0.6
3月7日（日）	0.4	1.0	0.6
3月8日（月）	0.4	1.3	0.6

調査結果

	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	日平均値 (ppm)	8時間平均値が20ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無 (有×無)	環境基準の短期的評価を超えた日数 (日)
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
3月	3	72	0.6	0	0	0	0	1.3	○	0

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）

- ・ 調査方法 β 線吸収法の測定装置を使用し、短期的評価で評価をしました。

《小荷田交差点》

【 5月の調査結果 】

環境基準を超えた日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は0.005mg/m³から0.110mg/m³の範囲で変動し5月12日（月）の5時から6時に期間最高値を記録しました。

【 12月の調査結果 】

調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は0.004mg/m³から0.144mg/m³の範囲で変動し12月8日（月）の18時から19時に期間最高値を記録しました。環境基準を超えた日はありませんでした。時間平均値の変動は18時にピークが見られました。

測定結果

(単位：ppm)

項目 月日	浮遊粒子状物質 (S P M)			項目 月日	浮遊粒子状物質 (S P M)		
	最小値	最大値	平均値		最小値	最大値	平均値
5月11日(日)	0.024	0.079	0.052	12月7日(日)	0.004	0.072	0.025
5月12日(月)	0.031	0.110	0.072	12月8日(月)	0.009	0.144	0.041
5月13日(火)	0.020	0.098	0.057	12月9日(火)	0.004	0.044	0.024
5月14日(水)	0.020	0.091	0.062	12月10日(水)	0.010	0.058	0.027
5月15日(木)	0.005	0.090	0.036	12月11日(木)	0.020	0.111	0.055
5月16日(金)	0.009	0.063	0.036	12月12日(金)	0.025	0.112	0.059
5月17日(土)	0.039	0.100	0.064	12月13日(土)	0.007	0.109	0.026

調査結果

	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	日平均値 (mg/m ³)	1時間平均値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無 (有×無)	環境基準の短期的評価を超えた日数 (日)
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
5月	7	168	0.054	0	0	0	0	0.110		0
12月	7	168	0.037	0	0	0	0	0.144		0

《瑞雲中学校交差点》

【調査結果】

環境基準を超えた日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は0.005mg/m³から0.053mg/m³の範囲で変動し3月6日(土)の8時から9時に期間最高値を記録しました。

測定結果

(単位：ppm)

項目 月日	浮遊粒子状物質 (S P M)		
	最小値	最大値	平均値
3月6日(土)	0.008	0.053	0.023
3月7日(日)	0.005	0.028	0.011
3月8日(月)	0.008	0.045	0.017

調査結果

	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	日平均値 (mg/m ³)	1時間平均値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無 (有×無)	環境基準の短期的評価を超えた日数 (日)
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
3月	3	72	0.017	0	0	0	0	0.053		0

(3) 窒素酸化物 (NO_x)

・調査方法 化学発光法の測定装置を使用し、短期的評価で評価をしました。

《小荷田交差点》

【 5月の調査結果 】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。時間平均値の変動は一次物質である一酸化窒素濃度は朝の通勤時間帯に上昇し、二次生成物質である二酸化窒素濃度は緩やかに上昇する傾向がみられました。

【 12月の調査結果 】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。時間平均値の変動は、春季と同様に一酸化窒素濃度は朝夕の通勤時間帯に急激に上昇し、二酸化窒素濃度は変動がみられませんでした。

測定結果

(単位：ppm)

項目 月日	一酸化窒素 (NO) 5月		
	最小値	最大値	平均値
5月11日(日)	0.003	0.103	0.045
5月12日(月)	0.015	0.266	0.122
5月13日(火)	0.091	0.315	0.155
5月14日(水)	0.094	0.308	0.163
5月15日(木)	0.028	0.246	0.103
5月16日(金)	0.003	0.264	0.079
5月17日(土)	0.002	0.092	0.028

項目 月日	一酸化窒素 (NO) 12月		
	最小値	最大値	平均値
12月7日(日)	0.002	0.127	0.052
12月8日(月)	0.062	0.350	0.192
12月9日(火)	0.021	0.381	0.171
12月10日(水)	0.013	0.277	0.152
12月11日(木)	0.073	0.316	0.187
12月12日(金)	0.015	0.341	0.211
12月13日(土)	0.025	0.302	0.152

項目 月日	二酸化窒素 (NO ₂) 5月		
	最小値	最大値	平均値
5月11日(日)	0.015	0.059	0.036
5月12日(月)	0.025	0.077	0.048
5月13日(火)	0.029	0.086	0.055
5月14日(水)	0.028	0.073	0.056
5月15日(木)	0.038	0.059	0.051
5月16日(金)	0.023	0.072	0.046
5月17日(土)	0.016	0.060	0.032

項目 月日	二酸化窒素 (NO ₂) 12月		
	最小値	最大値	平均値
12月7日(日)	0.014	0.037	0.022
12月8日(月)	0.036	0.068	0.050
12月9日(火)	0.022	0.062	0.040
12月10日(水)	0.019	0.064	0.040
12月11日(木)	0.034	0.060	0.046
12月12日(金)	0.027	0.066	0.043
12月13日(土)	0.023	0.060	0.037

項目 月日	窒素酸化物 (NO _x) 5月		
	最小値	最大値	平均値
5月11日(日)	0.018	0.162	0.081
5月12日(月)	0.040	0.316	0.170
5月13日(火)	0.130	0.354	0.210
5月14日(水)	0.131	0.352	0.218
5月15日(木)	0.067	0.304	0.154
5月16日(金)	0.032	0.332	0.124
5月17日(土)	0.018	0.152	0.061

項目 月日	窒素酸化物 (NO _x) 12月		
	最小値	最大値	平均値
12月7日(日)	0.017	0.151	0.074
12月8日(月)	0.098	0.410	0.242
12月9日(火)	0.043	0.442	0.211
12月10日(水)	0.036	0.333	0.193
12月11日(木)	0.114	0.362	0.232
12月12日(金)	0.042	0.381	0.254
12月13日(土)	0.049	0.349	0.189

調査結果

	一酸化窒素 (NO)			
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1時間値の 最高値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
5月	7	168	0.099	0.315
12月	7	168	0.160	0.381

	二酸化窒素 (NO ₂)			
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1時間値の 最高値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
5月	7	168	0.046	0.086
12月	7	168	0.040	0.068

	窒素酸化物 (NO _x)				
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1時間値の 最高値	日平均値 $\frac{NO_2}{NO+NO_2} \times 100$
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(%)
5月	7	168	0.146	0.354	31.7
12月	7	168	0.199	0.442	20.0

《瑞雲中学校交差点》

【調査結果】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。時間平均値の変動は、一酸化窒素濃度は朝夕の通勤時間帯に緩やかに上昇し、二酸化窒素濃度はあまり変動がみられませんでした。

測定結果 (単位：ppm)

項目 月日	一酸化窒素 (NO)		
	最小値	最大値	平均値
3月6日(土)	0.010	0.072	0.033
3月7日(日)	0.010	0.038	0.023
3月8日(月)	0.014	0.073	0.036

項目 月日	二酸化窒素 (NO ₂)		
	最小値	最大値	平均値
3月6日(土)	0.016	0.055	0.031
3月7日(日)	0.015	0.044	0.028
3月8日(月)	0.028	0.059	0.040

項目 月日	窒素酸化物 (NO _x)		
	最小値	最大値	平均値
3月6日(土)	0.028	0.127	0.064
3月7日(日)	0.025	0.077	0.051
3月8日(月)	0.045	0.119	0.076

調査結果

	一酸化窒素 (NO)			
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1時間値の 最高値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
3月	3	72	0.031	0.073

	二酸化窒素 (NO ₂)			
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1時間値の 最高値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
3月	3	72	0.033	0.059

	窒素酸化物 (NO _x)				
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1時間値の 最高値	日平均値
					$\frac{NO_2}{NO+NO_2} \times 100$
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(%)	
3月	3	72	0.064	0.127	51.6

事業名	自動車交通騒音調査 (※55頁参照)
担当課	環境部 環境対策課

自動車交通による騒音の状況を把握するため、騒音が顕著とみられる9地点で騒音測定を行っています。測定は、集音マイクを通して自動計測する機械により24時間連続3日間行い、等価騒音レベルを算出します。

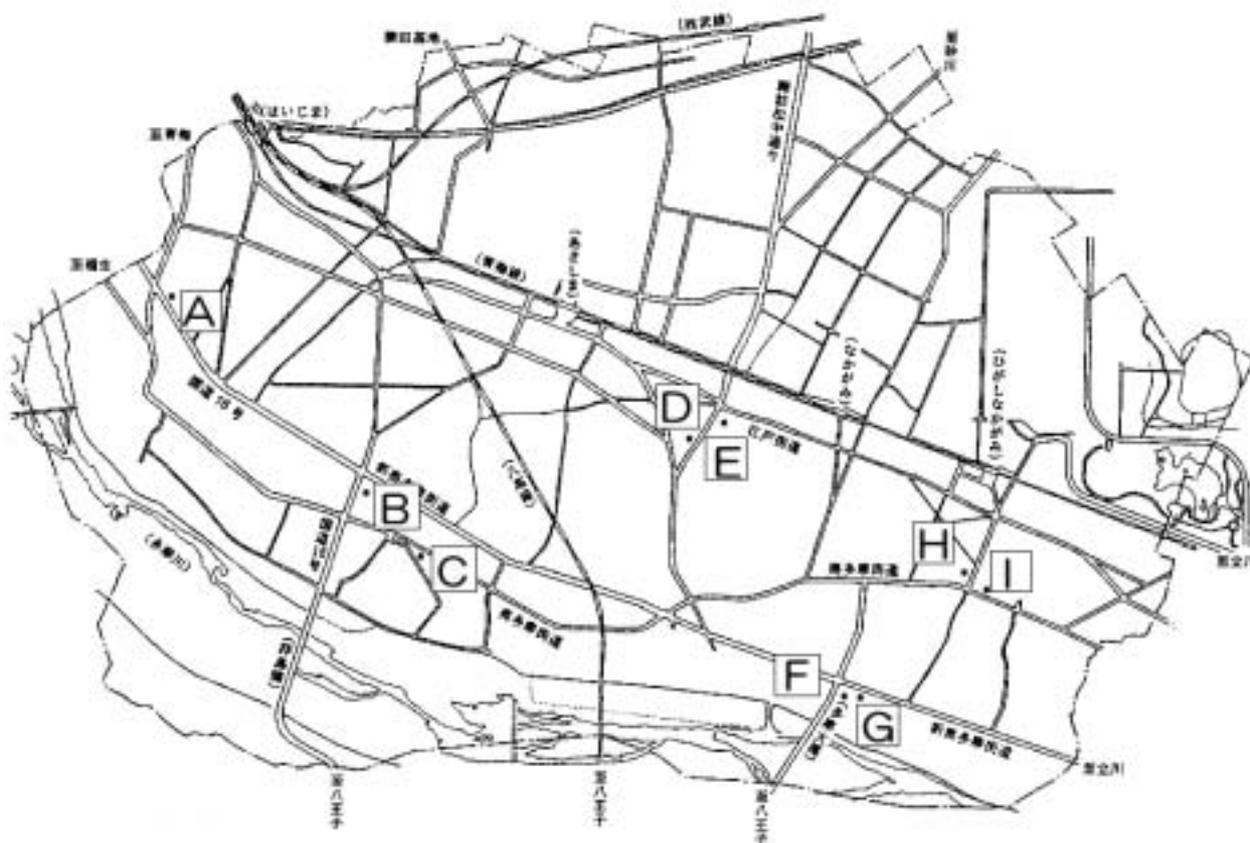
※等価騒音レベルとは、一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をレベルで表示するもので、単位はデシベル (dB) で表します。

自動車交通騒音調査

(単位：dB)

地点	道路名	所在地	測定期間	時間区分 別平均値 (昼)	時間区分 別平均値 (夜)	用途地域	車線数	要請限 度区域	要請限度 (等価 騒音レベル) 昼：夜
A	国道16号線	緑町5-7	平成15年 6月10日～ 6月12日	75.4	74.9	準住居地域	5	b	75：70
B	国道16号線	田中町2-28	平成15年 7月15日～	69.3	69.9	準住居地域	5	b	75：70
C	主要地方道29号線	田中町2-16	7月17日	72.3	70.8	第1種中高層住居 専用地域	2	a	75：70
D	都道162号線	昭和町3-6	平成15年 9月30日～	71.4	70.4	第1種中高層住居 専用地域	2	a	75：70
E	市道17号線	朝日町4-23	10月2日	66.9	64.1	近隣商業地域	2	c	75：70
F	都道59号線	福島町3-23	平成15年 10月28日～	74.7	72.5	第1種中高層住居 専用地域	3	a	75：70
G	主要地方道29号線	福島町3-22	10月30日	69.5	68.2	準住居地域	4	b	75：70
H	都道153号線	玉川町3-4	平成16年 2月3日～	68.2	63.5	第1種住居地域	2	b	75：70
I	主要地方道29号線	東町5-9	2月5日	65.4	62.5	第1種中高層住居 専用地域	2	a	75：70

自動車交通騒音調査位置図



事業名	光化学スモッグ (※59頁参照)
担当課	環境部 環境対策課

東京都が発令基準に従って光化学スモッグ注意報などを発令すると、昭島市は、光化学スモッグ緊急時連絡体制に基づき、市内48ヶ所に光化学スモッグ注意報などの掲示板を掲出するなどして市民の皆さまにお知らせをしています。

平成15年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、都内全域で8日、昭島市の属する多摩中部地域は6日でした。また学校情報提供日数は14日でした。なお、警報の発令及び昭島市内での被害届はありませんでした。

光化学スモッグ注意報発令日数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
都内全域	5	2 3	2 3	1 9	8
多摩中部	4	1 3	1 3	1 5	6

事業名	多摩川水質調査 (※59頁参照)
担当課	環境部 環境対策課

河川の水質状況を把握するため、毎年水質調査を実施しています。平成15年度は多摩川を6回、公共用水域を2回調査しました。結果は次のとおりです。

なお、多摩川流域の19区市では、多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、毎年2回合同調査を実施しているほか、関係機関に水質浄化対策を要請しています。

(1) 採水地点 水質調査位置図 参照

(2) 調査結果の概要

①多摩川

生活環境項目で基準を超えていた地点は次のとおりです。なお、健康項目では異常ありませんでした。

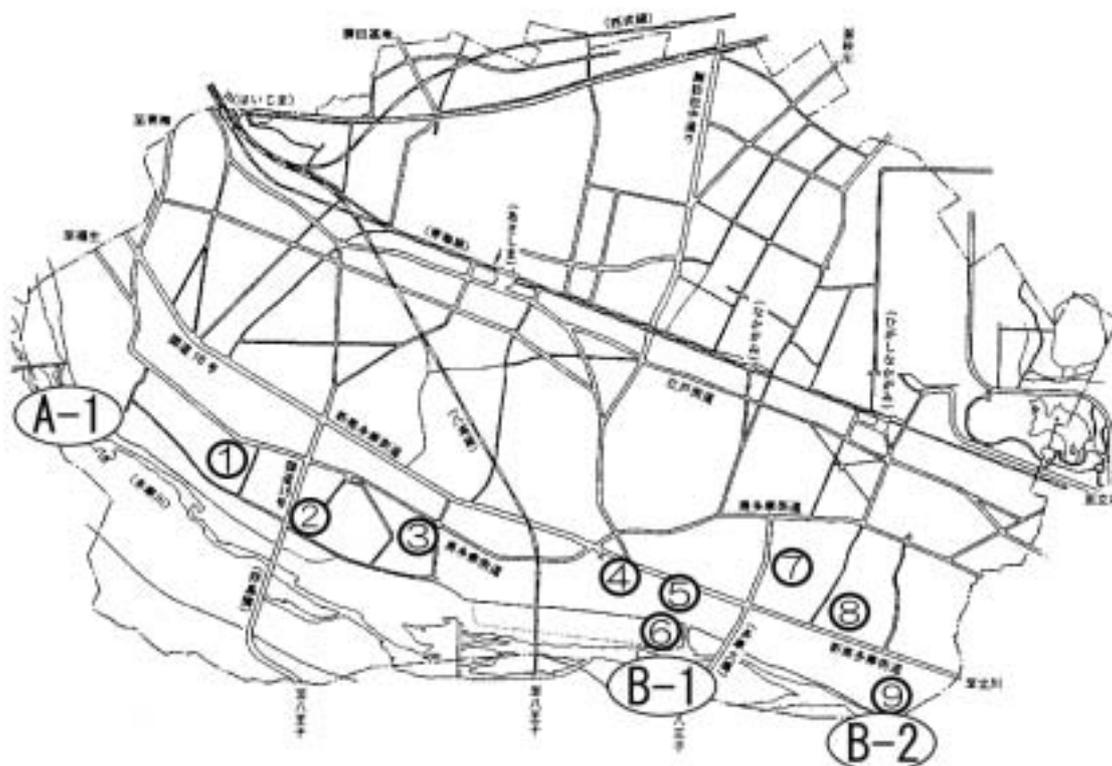
昭和用水引込口	浮遊物質	1 検体
多摩大橋下	浮遊物質	1 検体
立川境	浮遊物質	2 検体
〃	生物化学的酸素要求量(BOD)	1 検体
〃	大腸菌群数	4 検体
〃	鉛	1 検体

②公共用水域

基準はありませんが、次の地点で高い値を示しました。

野水掘排水樋管	生物化学的酸素要求量(BOD)	1 検体
多摩川上流排水樋管	生物化学的酸素要求量(BOD)	1 検体

水質調査位置図



多摩川	A-1	昭和用水引込口
	B-1	多摩大橋下（上流）
	B-2	立川境
公共用水域	1	玉川上水拝島分水路
	2	西部下水
	3	田中堀
	4	中部下水
	5	昭和用水
	6	多摩川上流排水樋管
	7	中沢堀
	8	中沢堀昭和用水合流
	9	野水堀排水樋管

多摩川水質調査結果

区分	平成15年度	河川名	多 摩 川		類型	A - 1	測定地点名	昭和用水引込口	
	測定月日 (月/日) 採水時刻 (時:分)		4/14 9:15	6/5 9:06	8/6 9:23	11/13 9:05	1/8 9:35	3/11 9:07	
一般項目	現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m ³ /S)							
		水深 (m)	0.50	0.45	0.35	0.47	0.38	0.17	
		採取水深 (m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	
		天候	曇	晴	晴	曇	晴	晴	
		気温 (°C)	16.0	26.2	30.5	11.6	8.1	19.0	
		水温 (°C)	13.0	18.5	21.5	13.3	4.8	10.0	
		色相	無色透明	無色透明	中黄茶色	無色	無色透明	無色透明	
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	
		透視 (明) 度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	
	生活環境項目	水素イオン濃度	7.6	7.9	7.7	7.9	7.5	7.5	
		溶存酸素量 (mg/λ)	10.9	9.8	8.3	10.3	13.1	11.0	
		生物学的酸素要求量 (mg/λ)	0.6	1.6	8.0	1.1	1.6	1.7	
		化学的酸素要求量 (mg/λ)	1.2	1.5	3.0	<0.5	0.8	1.1	
		浮遊物質 (mg/λ)	<1	3	49	<1	4	2	
大腸菌群数 (MPN/100ml)									
n-ヘキサン抽出物質 (mg/λ)									
全窒素 (mg/λ)									
全燐 (mg/λ)									
健康項目	カドミウム (mg/λ)								
	全シアン (mg/λ)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
	鉛 (mg/λ)								
	六価クロム (mg/λ)								
	砒素 (mg/λ)								
	総水銀 (mg/λ)								
	アルキル水銀 (mg/λ)								
	PCB (mg/λ)								
	ジクロロメタン (mg/λ)								
	四塩化炭素 (mg/λ)								
	1,2-ジクロロエタン (mg/λ)								
	1,1-ジクロロエチレン (mg/λ)								
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/λ)								
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/λ)								
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/λ)								
	トリクロロエチレン (mg/λ)								
	テトラクロロエチレン (mg/λ)								
	1,3-ジクロロプロペン (mg/λ)								
	チウラム (mg/λ)								
	シマジン (mg/λ)								
チオベンカルブ (mg/λ)									
ベンゼン (mg/λ)									
セレン (mg/λ)									
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/λ)									
ふっ素 (mg/λ)									
ほう素 (mg/λ)									
特殊項目	フェノール類 (mg/λ)								
	銅 (mg/λ)								
	亜鉛 (mg/λ)								
	溶解性鉄 (mg/λ)								
	溶解性マンガン (mg/λ)								
その他の項目	クロム (mg/λ)								
	EPN (mg/λ)								
	塩化物イオン (mg/λ)								
	MBA S (mg/λ)								
	アンモニア性窒素 (mg/λ)								
	磷酸性燐 (mg/λ)								
	濁度 (度)								
	電気伝導率 (μS/cm)								
その他の項目	TOC (mg/λ)								
	硝酸性窒素 (mg/λ)								
亜硝酸性窒素 (mg/λ)									

区分	平成15年度	河川名	多 摩 川		類型	B - 1	測定地点名	多摩大橋下(上流)	
	測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		4/14 10:07	6/5 9:43	8/6 10:06	11/13 9:36	1/8 10:11	3/11 9:44	
一般項目	現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心	
		流量(m ³ /S)							
		全水深(m)	0.40	0.40	0.46	0.24	0.60	0.73	
		採取水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	
		天候	曇	晴	晴	曇	晴	晴	
		気温(℃)	19.1	26.8	31.5	12.7	10.3	20.7	
		水温(℃)	14.1	20.1	23.1	13.4	4.4	13.3	
		色相	淡灰黄色	無色透明	中黄茶色	無色	無色透明	無色透明	
		臭気	弱藻臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	
	透視(明)度(cm)	50	>50	>50	>50	>50	>50		
	生活環境項目	水素イオン濃度	7.7	7.9	7.6	7.9	7.6	7.6	
		溶存酸素量(mg/λ)	10.1	9.5	8.2	10.5	13.2	10.2	
		生物化学的酸素要求量(mg/λ)	0.9	1.3	7.7	1.2	1.3	1.9	
		化学的酸素要求量(mg/λ)	1.6	1.5	3.1	0.5	1.0	1.3	
		浮遊物質(mg/λ)	7	3	46	1	1	3	
		大腸菌群数(MPN/100ml)							
		n-ヘキサン抽出物(mg/λ)							
		全窒素(mg/λ)							
		全燐(mg/λ)							
カドミウム(mg/λ)									
健康項目	全シアン(mg/λ)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
	鉛(mg/λ)								
	六価クロム(mg/λ)								
	砒素(mg/λ)								
	総水銀(mg/λ)								
	アルキル水銀(mg/λ)								
	PCB(mg/λ)								
	ジクロロメタン(mg/λ)								
	四塩化炭素(mg/λ)								
	1,2-ジクロロエタン(mg/λ)								
	1,1-ジクロロエチレン(mg/λ)								
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/λ)								
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/λ)								
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/λ)								
	トリクロロエチレン(mg/λ)								
	テトラクロロエチレン(mg/λ)								
	1,3-ジクロロプロペン(mg/λ)								
	チウラム(mg/λ)								
	シマジン(mg/λ)								
	チオベンカルブ(mg/λ)								
ベンゼン(mg/λ)									
セレン(mg/λ)									
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/λ)									
ふっ素(mg/λ)									
ほう素(mg/λ)									
特殊項目	フェノール類(mg/λ)								
	銅(mg/λ)								
	亜鉛(mg/λ)								
	溶解性鉄(mg/λ)								
	溶解性マンガン(mg/λ)								
その他の項目	クロム(mg/λ)								
	EPN(mg/λ)								
	塩化物イオン(mg/λ)								
	MBS(mg/λ)								
	アンモニア性窒素(mg/λ)								
	燐酸性燐(mg/λ)								
	濁度(度)								
	電気伝導率(μS/cm)								
TOC(mg/λ)									
硝酸性窒素(mg/λ)									
亜硝酸性窒素(mg/λ)									

区分	平成15年度	河川名	多摩川	類型	B - 2	測定地点名	立川境	
	測定月日 (月/日) 採水時刻 (時:分)		4/14 10:32	6/5 10:15	8/6 10:50	11/13 10:05	1/8 10:40	3/11 10:10
一般項目	現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m ³ /S)		10.9		11.3		
		全水深 (m)	0.90	0.63	0.50	0.23	0.25	0.19
		採取水深 (m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層
		天候	曇	晴	晴	曇	晴	晴
		気温 (°C)	20.3	27.5	32.2	15.3	11.9	20.3
		水温 (°C)	16.4	22.0	23.3	15.5	11.2	16.4
		色相	中灰黄色	淡灰緑色	少黄茶色	淡灰黄色	無色透明	淡黄茶色
		臭気	弱藻臭	微青草臭	無臭	弱川藻臭	無臭	微下水臭
		透視 (明) 度 (cm)	12	>50	>50	>50	>50	>50
生活環境項目	生活環境項目	水素イオン濃度	7.3	7.6	7.3	7.7	7.1	7.1
		溶存酸素量 (mg/λ)	9.3	89	8.1	9.8	10.7	9.3
		生物化学的酸素要求量 (mg/λ)	2.2	1.5	10	2.0	2.9	4.4
		化学的酸素要求量 (mg/λ)	6.0	3.3	3.9	2.6	5.2	6.1
		浮遊物質 (mg/λ)	45	4	45	2	3	4
		大腸菌群数 (MPN/100mL)	11,000	7,900	17,000	3,300	4,900	7,900
		n-ヘキサン抽出物 (mg/λ)						
		全窒素 (mg/λ)		4.31		4.14		
		全燐 (mg/λ)		0.362		0.333		
		健康項目	健康項目	カドミウム (mg/λ)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン (mg/λ)	<0.1			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛 (mg/λ)	<0.002			0.012	0.009	<0.002	<0.002	<0.002
六価クロム (mg/λ)	<0.01			<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素 (mg/λ)	<0.005			<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀 (mg/λ)	<0.0005			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀 (mg/λ)								
P C B (mg/λ)				<0.0005		<0.0005		
ジクロロメタン (mg/λ)				<0.0002		0.0005		
四塩化炭素 (mg/λ)				<0.0002		<0.0002		
1,2-ジクロロエタン (mg/λ)				0.0003		0.0002		
1,1-ジクロロエチレン (mg/λ)				<0.0002		<0.0002		
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/λ)				<0.0002		<0.0002		
1,1,1-トリクロロエタン (mg/λ)				<0.0002		<0.0002		
1,1,2-トリクロロエタン (mg/λ)				<0.0002		<0.0002		
トリクロロエチレン (mg/λ)				<0.0001		<0.0001		
テトラクロロエチレン (mg/λ)				<0.0002		<0.0002		
1,3-ジクロロプロペン (mg/λ)				<0.0002		<0.0002		
チウラム (mg/λ)				<0.0006		<0.0006		
シマジン (mg/λ)				<0.0003		<0.0003		
チオベンカルブ (mg/λ)		<0.0003		<0.0003				
ベンゼン (mg/λ)		<0.0002		<0.0002				
セレン (mg/λ)		<0.002		<0.002				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/λ)								
ふっ素 (mg/λ)		<0.02		<0.02				
ほう素 (mg/λ)		0.02		0.02				
特殊項目	特殊項目	フェノール類 (mg/λ)						
		銅 (mg/λ)						
		亜鉛 (mg/λ)						
		溶解性鉄 (mg/λ)						
		溶解性マンガン (mg/λ)						
その他の項目	その他の項目	クロム (mg/λ)		<0.01		<0.01		
		E P N (mg/λ)						
		塩化物イオン (mg/λ)						
		M B A S (mg/λ)	0.03	<0.02	0.10	0.02	0.04	0.03
		アンモニア性窒素 (mg/λ)	0.16	0.12	0.26	0.08	0.30	0.33
		磷酸性燐 (mg/λ)	0.303	0.309	0.070	0.295	0.686	0.620
		濁度 (度)						
		電気伝導率 (μS/cm)						
T O C (mg/λ)								
硝酸性窒素 (mg/λ)		3.91		3.92				
亜硝酸性窒素 (mg/λ)		0.025		0.020				

※大腸菌群数は、最確数法による。

公共用水域

区分		平成15年度	水域名 多摩川	玉川上水拝島分水路		西部下水		田中堀	
		測定月日 (月/日)		7/2	2/4	7/2	2/4	7/2	2/4
		採水時刻 (時:分)		10:33	9:13	:	:	10:50	9:29
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心			流心	流心
		流量 (m ³ /S)							
全水深 (m)			0.25	0.20			0.18	0.15	
採取水深 (m)			表層	表層			表層	表層	
天候			晴	晴			晴	晴	
気温 (°C)			28.0	6.7			28.1	6.5	
水温 (°C)			21.5	5.8			23.0	6.6	
色相			淡灰茶色	無色透明			淡茶色	無色透明	
臭気			無臭	無臭			無臭	無臭	
			透視(明)度 (cm)		45	>50			28
生活環境項目		水素イオン濃度		7.7	7.5	渇水のため測定不能	渇水のため測定不能	7.8	7.8
		溶存酸素量 (mg/λ)		8.7	12.0			8.6	12.0
		生物学的酸素要求量 (mg/λ)		1.3	1.5			1.1	1.4
		化学的酸素要求量 (mg/λ)							
		浮遊物質 (mg/λ)		13	1			18	4
		大腸菌群数 (MPN/100ml)							
		n-ヘキササン抽出物質 (mg/λ)							
		全窒素 (mg/λ)							
		全燐 (mg/λ)							
	健康項目		カドミウム (mg/λ)						
		全シアン (mg/λ)		<0.1	<0.1			<0.1	<0.1
		鉛 (mg/λ)							
		六価クロム (mg/λ)							
		砒素 (mg/λ)							
		総水銀 (mg/λ)							
		アルキル水銀 (mg/λ)							
		P C B (mg/λ)							
		ジクロロメタン (mg/λ)							
		四塩化炭素 (mg/λ)							
		1,2-ジクロロエタン (mg/λ)							
		1,1-ジクロロエチレン (mg/λ)							
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/λ)							
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/λ)							
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/λ)							
		トリクロロエチレン (mg/λ)							
		テトラクロロエチレン (mg/λ)							
		1,3-ジクロロプロペン (mg/λ)							
		チウラム (mg/λ)							
		シマジン (mg/λ)							
	チオベンカルブ (mg/λ)								
	ベンゼン (mg/λ)								
	セレン (mg/λ)								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/λ)								
	ふっ素 (mg/λ)								
	ほう素 (mg/λ)								
特殊項目		フェノール類 (mg/λ)							
		銅 (mg/λ)							
		亜鉛 (mg/λ)							
		溶解性鉄 (mg/λ)							
		溶解性マンガン (mg/λ)							
その他の項目		クロム (mg/λ)							
		E P N (mg/λ)							
		塩化物イオン (mg/λ)							
		M B A S (mg/λ)							
		アンモニア性窒素 (mg/λ)							
		磷酸性磷 (mg/λ)							
		濁度 (度)							
		電気伝導率 (μS/cm)							
		T O C (mg/λ)							
		硝酸性窒素 (mg/λ)							
	亜硝酸性窒素 (mg/λ)								

区分	平成15年度	水域名 多摩川	中部下水		昭和用水		多摩川上流排水樋管	
	測定月日 (月/日) 採水時刻 (時:分)		7/2 11:08	2/4 9:48	7/2 11:26	2/4 10:10	7/2 11:39	2/4 10:21
一般項目	現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m³/S)						
		全水深 (m)	0.10	0.08	0.15	0.08	0.65	0.38
		採取水深 (m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層
		天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴
		気温 (°C)	27.0	6.4	29.8	7.2	30.0	7.1
		水温 (°C)	20.6	13.3	23.2	7.2	25.9	17.6
		相	無色	無色透明	淡灰茶色	無色透明	淡黄茶色	淡黄緑色
		臭	無臭	無臭	無臭	無臭	弱下水臭	中下水臭
		透視 (明) 度 (cm)	>50	>50	45	>50	>50	>50
	生活環境項目	水素イオン濃度	7.2	7.5	8.1	8.1	7.0	7.1
		溶存酸素量 (mg/λ)	-	-	8.7	11.3	6.9	7.4
		生物学的酸素要求量 (mg/λ)	0.7	1.8	0.8	1.6	2.1	3.6
		化学的酸素要求量 (mg/λ)						
		浮遊物質 (mg/λ)	2	2	9	1	3	4
		大腸菌群数 (MPN/100ml)						
		n-ヘキササン抽出物質 (mg/λ)						
		全窒素 (mg/λ)						
		全リン (mg/λ)						
健康項目	カドミウム (mg/λ)							
	全シアン (mg/λ)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	鉛 (mg/λ)							
	六価クロム (mg/λ)							
	砒素 (mg/λ)							
	総水銀 (mg/λ)							
	アルキル水銀 (mg/λ)							
	P C B (mg/λ)							
	ジクロロメタン (mg/λ)							
	四塩化炭素 (mg/λ)							
	1,2-ジクロロエタン (mg/λ)							
	1,1-ジクロロエチレン (mg/λ)							
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/λ)							
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/λ)							
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/λ)							
	トリクロロエチレン (mg/λ)							
	テトラクロロエチレン (mg/λ)							
	1,3-ジクロロプロペン (mg/λ)							
	チウラム (mg/λ)							
	シマジン (mg/λ)							
	チオベンカルブ (mg/λ)							
	ベンゼン (mg/λ)							
	セレン (mg/λ)							
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/λ)								
ふっ素 (mg/λ)								
ほう素 (mg/λ)								
特殊項目	フェノール類 (mg/λ)							
	銅 (mg/λ)							
	亜鉛 (mg/λ)							
	溶解性鉄 (mg/λ)							
	溶解性マンガン (mg/λ)							
その他の項目	クロム (mg/λ)							
	E P N (mg/λ)							
	塩化物イオン (mg/λ)							
	M B A S (mg/λ)	0.04	0.09			0.09	0.06	
	アンモニア性窒素 (mg/λ)	0.15	0.30			0.21	0.77	
	磷酸性リン (mg/λ)	0.026	0.072			0.871	0.747	
	濁度 (度)							
	電気伝導率 (μS/cm)							
T O C (mg/λ)								
硝酸性窒素 (mg/λ)								
亜硝酸性窒素 (mg/λ)								

区分	平成15年度	水域名 多摩川	中沢堀		中沢堀昭和用水合流		野水堀排水樋管	
	測定月日 (月/日) 採水時刻 (時:分)		7/2 14:43	2/4 10:44	7/2 14:55	2/4 10:59	7/2 15:08	2/4 11:16
一般項目	現場測定項目	採取位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m ³ /S)						
		全水深 (m)	0.11	0.05	0.35	0.14	0.08	0.02
		採取水深 (m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層
		天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴
		気温 (°C)	29.9	8.1	29.9	6.4	28.6	9.7
		水温 (°C)	25.9	10.4	25.4	7.2	25.1	11.1
		水相	無色	無色透明	淡黄茶色	無色透明	淡黄茶色	淡灰黄色
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	弱下水臭	中下水臭
	生活環境項目	透視 (明) 度 (cm)	>50	>50	37	>50	35	19
		水素イオン濃度	8.1	8.4	8.1	8.2	8.0	7.5
		溶存酸素量 (mg/λ)	8.9	10.7	8.1	11.3	-	-
		生物学的酸素要求量 (mg/λ)	1.0	1.5	0.9	1.7	2.7	28
		化学的酸素要求量 (mg/λ)						
		浮遊物質 (mg/λ)	4	1	12	<1	16	12
		大腸菌群数 (MPN/100mλ)						
		n-ヘキサン抽出物質 (mg/λ)						
		全窒素 (mg/λ)						
		全リン (mg/λ)						
健康項目	カドミウム (mg/λ)							
	全シアン (mg/λ)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	鉛 (mg/λ)							
	六価クロム (mg/λ)							
	砒素 (mg/λ)							
	総水銀 (mg/λ)							
	アルキル水銀 (mg/λ)							
	P C B (mg/λ)							
	ジクロロメタン (mg/λ)							
	四塩化炭素 (mg/λ)							
	1,2-ジクロロエタン (mg/λ)							
	1,1-ジクロロエチレン (mg/λ)							
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/λ)							
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/λ)							
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/λ)							
	トリクロロエチレン (mg/λ)							
	テトラクロロエチレン (mg/λ)							
	1,3-ジクロロプロペン (mg/λ)							
	チウラム (mg/λ)							
	シマジン (mg/λ)							
	チオベンカルブ (mg/λ)							
	ベンゼン (mg/λ)							
	セレン (mg/λ)							
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/λ)								
ふっ素 (mg/λ)								
ほう素 (mg/λ)								
特殊項目	フェノール類 (mg/λ)							
	銅 (mg/λ)							
	亜鉛 (mg/λ)							
	溶解性鉄 (mg/λ)							
	溶解性マンガン (mg/λ)							
その他の項目	クロム (mg/λ)							
	E P N (mg/λ)							
	塩化物イオン (mg/λ)							
	M B A S (mg/λ)			0.03	0.07	0.08	2.76	
	アンモニア性窒素 (mg/λ)			0.18	0.06	0.33	5.67	
	磷酸性リン (mg/λ)			0.028	0.012	0.040	0.243	
	濁度 (度)							
	電気伝導率 (μS/cm)							
T O C (mg/λ)								
硝酸性窒素 (mg/λ)								
亜硝酸性窒素 (mg/λ)								

事業名	多摩川底生生物調査 (※61頁参照)
担当課	環境部 環境対策課

この調査は、多摩川に生息する底生生物を調べ、多摩川中流域の生物からみた水質の把握を試み、河川環境の監視と今後の環境保全の基礎資料とするものです。

(1) 調査地点

多摩川 拝島橋上流
多摩川 多摩大橋下流

(2) 調査年月日

第1回：平成15年 7月 2日
第2回：平成16年 1月 6日

(3) 調査方法

河床に30cm×30cmのコドラート(金属方形枠)を設置し、下流側にDフレームサーバーネットを置いてコドラート内に生息する生物を採取します。この操作を1調査地点につき4カ所実施し、採取した生物を10%中性ホルマリンにて固定保存したものを試料とします。

持ち帰った試料は、プランクトンネットに入れて水道水でホルマリンを洗い流した後、肉眼及び実体顕微鏡(10~40倍)により各生物種の同定を行い、種別に個体を計数します。

(4) 地点別調査結果

① 拝島橋上流

出現種は^{ふゆうもく}蜉蝣目17種、^{せきしもく}積翅目5種、^{もうしもく}毛翅目12種、^{しょうしもく}鞘翅目3種、^{そうしもく}双翅目8種、その他の底生成物2種、計47種で、全体個体数で696個体確認されました。

生物学的水質判定は、すべての判定方法において貧腐水性水域(きれいな水域)と判定されました。

主な出現種はヒゲナガカワトビケラ、エルモンヒラタカゲロウ、ウルマーシマトビケラでした。

② 多摩大橋下流

出現種数は^{ふゆうもく}蜉蝣目12種、^{せきしもく}積翅目4種、^{もうしもく}毛翅目5種、^{そうしもく}双翅目8種、その他の底生成物4種、計33種で、全体個体数で892個体確認されました。

生物学的水質判定は、優占種法による判定では夏期冬季とも α -中腐水性水域(汚れている水域)、汚濁指数法で夏期冬季とも β -中腐水性水域(わりあいきれいな水域)と判定された以外は、すべての判定で貧腐水性水域(きれいな水域)となりました。

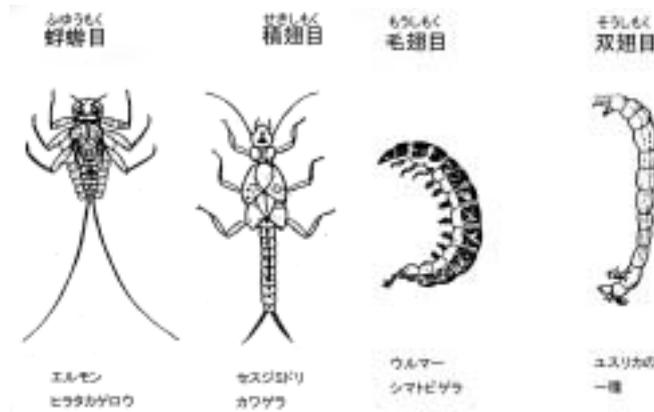
主な出現種はミズムシ、ユスリカ亜科の一種、ミズミミズの一種でした。

出現種分類学的調査結果

調査河川名		拝島橋上流			多摩大橋下流		
		夏季	冬季	年間	夏季	冬季	年間
		H15. 7. 2	H16. 1. 6		H15. 7. 2	H16. 1. 6	
水 生 昆 虫	蜉蝣目 (カゲロウ)	11	12	17	4	11	12
	蜻蛉目 (トンボ)	0	0	0	0	0	0
	積翅目 (カワゲラ)	1	4	5	1	3	4
	広翅目	0	0	0	0	0	0
	毛翅目 (トビケラ)	6	10	12	4	4	5
	鞘翅目	2	1	3	0	0	0
	双翅目 (ユスリカ)	2	6	8	2	6	8
小 計		22	33	45	11	24	29
そ の 他 の 底 生 生 物	腔腸動物	0	0	0	0	0	0
	扁形動物	0	1	1	0	1	1
	袋形動物	0	0	0	0	0	0
	軟体動物	0	0	0	0	0	0
	環形動物	0	1	1	1	2	2
	節足動物	0	0	0	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0
種 数 合 計		22	35	47	13	28	33
固 体 数 合 計		269	427	696	285	607	892

生物の優占上位3種

拝島橋上流				多摩大橋下流			
主な出現種	水質階級	個体	優先率 (%)	主な出現種	水質階級	個体	優先率 (%)
ヒゲナガカワトビケラ	OS	97	13.9	ミ ズ ム シ	α-m s	374	41.9
エルモンヒラタカゲロウ	OS	94	13.5	ユスリカ亜科属の数種	α-m s	111	12.4
ウルマーシマトビケラ	OS	67	9.6	ミズミミズの一種	α-m s	57	6.4



生物学的水質判定結果

調 査 場 所	拝島橋上流			多摩大橋下流		
調 査 月 日	7/2	1/6	年度計	7/2	1/6	年度計
優 占 種 法	o s	o s	o s	$\alpha - m s$	$\alpha - m s$	$\alpha - m s$
Beck-Tsuda法	o s	o s	o s	o s	o s	o s
Kolkwitz法	o s	o s	o s	o s	o s	o s
汚濁指数法	o s	o s	o s	$\beta - m s$	$\beta - m s$	o s
総合水質判定	o s	o s	o s	o s	o s	o s

(注) 水質階級

o s	: 貧腐水性水域 (きれいな水域)
$\beta - m s$: β -中腐水性水域 (わりあいきれいな水域)
$\alpha - m s$: α -中腐水性水域 (汚れている水域)
p s	: 強腐水性水域 (とても汚れている水域)

(5) まとめ

今回の調査において、総合判定で拝島橋上流、多摩大橋下流においても貧腐水性水域(きれいな水域)となりました。

今年度の調査結果では2地点とも、平成13、14年度の結果と比較して種類数、個体数共に増減はあるものの、蜻蛉目と毛翅目(きれいな水質に生息する種)の出現率が突出している。このことから、昭和堰工事が終了し以前の生物相に戻りつつあると思われます。

下流部の多摩大橋下流地点は、下水処理水の流入があり、上流の拝島橋上流地点で多く出現する『きれいな水域』に生息する種から『きたない水域』にも生息する種まで多くの種が存在する水域です。過去の結果から蜻蛉目(カゲロウ)や積翅目(カワゲラ)が毎回出現していることから『きれいな水域』に生息する種が定着していると思われます。また、この地点は上流からの下水処理水により右岸側と左岸側とで生物相の違いが大きいことが特徴的です。

事業名	多摩川魚類調査
担当課	環境部 環境対策課

この調査は、多摩川における魚類の生息実態を経年的に把握し、水質調査等と合わせて総合的に多摩川の水辺環境を把握するために行っているものです。

(1) 調査場所

拝島橋上流(A類型)

多摩大橋付近(B類型)

(2) 調査方法

調査地点において、投網を数回打って魚類を捕獲し、有害物質含有量の分析のため魚体を磨砕し、その一部を分析しました。

(3) 調査年月日

平成15年10月10日

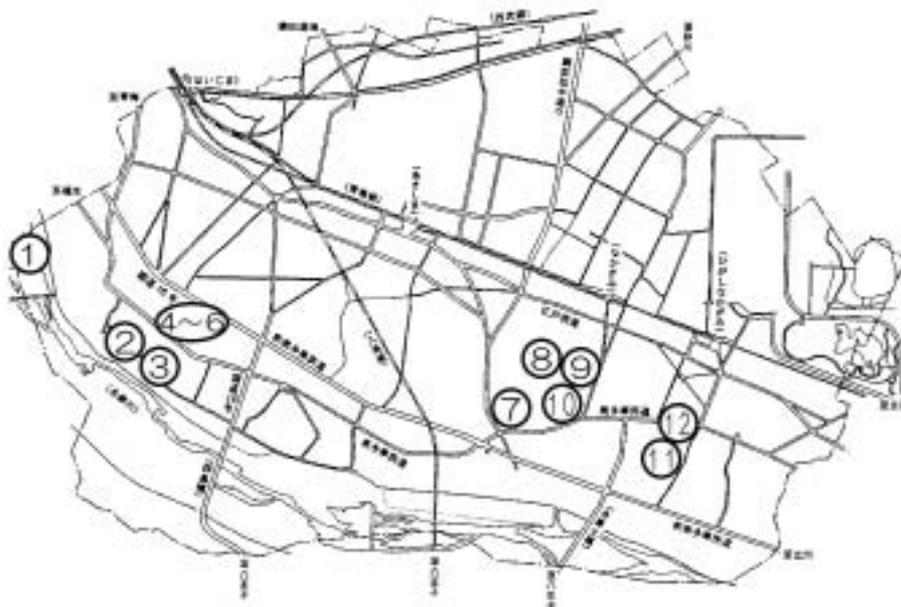
多摩川魚類有害物質含有量分調査結果 (単位：mg/kg)

調査地点	分析項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
拝島橋上流	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.006	0.018	0.020
	P C B	<0.01	<0.01	<0.01
多摩大橋付近	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.01	0.032	0.022
	P C B	<0.01	0.01	<0.01

事業名	湧水調査 (※62頁参照)
担当課	環境部 環境対策課

市内12ヶ所の湧水の状況を把握するため、年2回湧水量等の調査を行っています。そのうち湧水量の多い3ヶ所について水質分析調査を行いました。その結果、龍津寺の5月と11月の検査でトリクロロエチレンが環境基準に適合しませんでした。

湧水量調査位置図



1	都営拝島団地下
2	龍津寺
3	花井の井戸
4	拝島公園
5	おねいの井戸
6	拝島大師
7	諏訪神社
8	鈴木理夫宅
9	熊野神社
10	福巖寺
11	広福寺
12	井戸出の清水

湧水量調査結果

調査場所			夏季 (8月28日)			冬季 (3月16日)		
番号	名称	所在地	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン濃度	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン濃度
1	都営拝島団地下	拝島町5-13	測定不能			測定不能		
2	龍津寺	No.1 拝島町5-2	492.5	17.2	7.08	湧水なし		
		No.2 〃	67.4	17.5	6.58	測定不能		
		No.3 〃	60.5	17.5	6.60	湧水なし		
3	花井の井戸	拝島町4-16	調査不能			調査不能		
4	拝島公園	No.1 拝島町1-10	38.0	17.0	6.98	湧水なし		
		No.2 〃	259.2	16.9	6.95	湧水なし		
		No.3 〃	6.5	18.2	6.55	湧水なし		
		No.4 〃	1062.7	16.8	6.38	測定不能		
		No.5 〃	658.4	16.5	6.53	湧水なし		
5	おねいの井戸	拝島町1-10	調査不能			調査不能		
6	拝島大師	拝島町1-6	50.1	16.0	6.30	湧水なし		
7	諏訪神社	宮沢町2-35-23	509.9	8.4	6.50	湧水なし		
8	鈴木理夫 宅	宮沢町2-32-12	2794.2	9.0	6.50	測定不能		
9	熊野神社	中神町1-12-7	212.5			湧水なし		
10	福巖寺	中神町1-3-3	測定不能			湧水なし		
11	広福寺	福島町2-14-7	調査不能			調査不能		
12	井戸出の清水	福島町2-21	測定不能			湧水なし		

※測定不能については、湧水量が少ないため。

調査不能については、湧水部が金網等で囲まれているため。

湧水水質分析調査結果 (龍津寺)

調査年月日	平成13年度		平成14年度		平成15年度			
	8月28日	3月4日	8月27日	3月20日	5月	9月	11月	2月
水素イオン濃度 (pH)	6.3	7.1	6.9	6.7	6.9	6.6	6.9	湧水のため測定不能
電気伝導率 (mS/m)	21.7	20.6	20.7	18.7	17.4	22.0	19.5	
化学的酸素要求量 (mg/λ)	0.9	<0.5	1.2	<0.5	0.05	0.00	0.12	
亜硝酸性窒素 (mg/λ)	<0.002	<0.002	<0.002	0.002				
硝酸性窒素 (mg/λ)	5.75	6.19	6.85	6.20				
リン酸性リン (mg/λ)	0.051	0.020	0.051	0.040				
アンモニア性窒素 (mg/λ)	<0.01	<0.01	<0.01	0.04				
大腸菌群数 (MPN/100mλ)	170	13	49	4	検出	検出	検出	
1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/λ)		<0.0005		<0.0005	0.0003	<0.0002	0.0004	
トリクロロエチレン (mg/λ)		0.007		0.089	0.1581	0.0005	0.3473	
テトラクロロエチレン (mg/λ)		<0.0005		<0.0005	<0.001	<0.001	0.0006	
カドミウム (mg/λ)					<0.001	<0.001	0.000	
全シアン (mg/λ)					0.000	0.000	0.00	
鉛 (mg/λ)					<0.001	<0.001	0.002	

六価クロム (mg/λ)					<0.005	<0.005	0.000	
ヒ素 (mg/λ)					<0.001	<0.001	0.000	
総水銀 (mg/λ)					<0.00005	<0.00005	<0.00005	
ジクロロメタン (mg/λ)					<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素 (mg/λ)					<0.0002	<0.0002	0.0002	
1,2-ジクロロエタン (mg/λ)					<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン (mg/λ)					<0.002	<0.002	<0.002	
c i s-1,2-ジクロロエチレン (mg/λ)					<0.004	<0.004	0.0002	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/λ)					<0.0006	<0.0006	0.0002	
1,3-ジクロロペン (mg/λ)					<0.0002	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン (mg/λ)					<0.001	<0.001	<0.001	
セレン (mg/λ)					0.001	<0.001	0.000	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/λ)					5.81	6.93	5.62	
フッ素 (mg/λ)					0.03	0.02	0.05	
ホウ素 (mg/λ)					0.035	0.014	0.000	

※大腸菌群数は、最確数法による。

湧水水質分析調査結果（諏訪神社）

調査年月日 調査項目	平成13年度		平成14年度		平成15年度			
	8月15日	3月4日	8月27日	3月20日	5月	9月	11月	2月
水素イオン濃度 (pH)	6.4	6.9	6.4	6.6	6.8	6.8	7.2	濁水のため測定不能
電気伝導率 (mS/m)	27.1	23.9	25.2	23.1	22.3	24.0	23.0	
化学的酸素要求量 (mg/λ)	1.0	<0.5	1.4	0.5	0.05	0.00	0.12	
亜硝酸性窒素 (mg/λ)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002				
硝酸性窒素 (mg/λ)	8.87	8.93	10.2	8.90				
リン酸性リン (mg/λ)	0.038	0.010	0.093	0.029				
アンモニア性窒素 (mg/λ)	<0.01	<0.01	0.01	0.08				
大腸菌群数 (MPN/100mλ)	22	23	2	11	不検出	検出	検出	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/λ)		<0.0005		<0.0005	0.0003	0.0002	0.0002	
トリクロロエチレン (mg/λ)		<0.001		<0.001	0.0005	0.0008	0.0004	
テトラクロロエチレン (mg/λ)		<0.0005		<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	
カドミウム (mg/λ)					<0.001	<0.001	0.000	
全シアン (mg/λ)					0.000	0.000	0.00	
鉛 (mg/λ)					<0.001	<0.001	0.002	
六価クロム (mg/λ)					<0.005	<0.005	0.000	
ヒ素 (mg/λ)					<0.001	<0.001	0.000	
総水銀 (mg/λ)					<0.00005	<0.00005	<0.00005	

ジクロロメタン (mg/λ)					<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素 (mg/λ)					<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン (mg/λ)					<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン (mg/λ)					<0.002	<0.002	<0.002	
c i s-1,2-ジクロロエチレン (mg/λ)					<0.004	<0.004	<0.004	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/λ)					<0.0006	<0.0006	<0.0006	
1,3-ジクロロペン (mg/λ)					<0.0002	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン (mg/λ)					<0.001	<0.001	<0.001	
セレン (mg/λ)					0.002	<0.001	0.001	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/λ)					8.90	9.44	8.68	
フッ素 (mg/λ)					0.01	0.01	0.02	
ホウ素 (mg/λ)					0.040	0.000	0.019	

※大腸菌群数は、最確数法による。

湧水水質分析調査結果（拝島大師）

調査年月日 調査項目	平成15年度	
	9月	11月
水素イオン濃度 (pH)	6.7	7.0
電気伝導率 (mS/m)	19.1	17.6
化学的酸素要求量 (mg/λ)	0.00	0.00
亜硝酸性窒素 (mg/λ)		
硝酸性窒素 (mg/λ)		
リン酸性リン (mg/λ)		
アンモニア性窒素 (mg/λ)		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	検出	検出
1,1,1-トリクロロエタン (mg/λ)	0.0002	
トリクロロエチレン (mg/λ)	0.0005	
テトラクロロエチレン (mg/λ)	0.0006	
カドミウム (mg/λ)	<0.001	0.000
全シアン (mg/λ)	0.000	0.00
鉛 (mg/λ)	<0.001	0.002
六価クロム (mg/λ)	<0.005	0.000
ヒ素 (mg/λ)	<0.001	0.000
総水銀 (mg/λ)	<0.00005	<0.00005
ジクロロメタン (mg/λ)	<0.002	
四塩化炭素 (mg/λ)	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン (mg/λ)	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン (mg/λ)	<0.002	

c i s - 1, 2-ジクロロエチレン (mg/λ)	<0.004	
1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/λ)	<0.0006	
1, 3-ジクロロペン (mg/λ)	<0.0002	
ベンゼン (mg/λ)	<0.001	
セレン (mg/λ)	<0.001	0.000
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/λ)	5.97	4.91
フッ素 (mg/λ)	0.02	0.02
ホウ素 (mg/λ)	0.000	0.000

※大腸菌群数は、最確数法による。

※平成15年度から水道部により湧水水質分析調査を年4回実施していますが、5月の拝島大師と2月は湧水のため採水が不能でした。

事業名	地下水揚水量調査 (※62頁参照)
担当課	環境部 環境対策課

揚水機の出力が300Wを超える施設の設置者は、揚水量を毎年報告することが義務づけられています。市内には、対象の事業所が36あります。

地下水揚水量調査結果（吐出口の断面積が21cm²を超えるもの）

工場	平成13年度		平成14年度		平成15年度		井戸数 (本)
	揚水量 (m ³ /年)	揚水量 (m ³ /年)	割合 (%)	揚水量 (m ³ /年)	割合 (%)	揚水量 (m ³ /年)	
1	6,877	8,755	127.3	廃止	----	----	
2	450,603	427,608	94.9	447,755	99.4	2	
3	125,988	130,869	103.9	126,850	100.7	2	
4	441,232	383,416	86.9	347,921	78.9	3	
5	47,188	47,045	99.7	47,333	100.3	1	
6	8,621	廃止	----	廃止	----	----	
7	10,740	12,506	116.4	11,446	106.6	1	
8	146,862	135,363	92.2	143,702	97.8	4	
9	101,683	106,893	105.1	121,888	119.9	4	
10	3,253	2,484	76.4	272	8.4	1	
11	973	70	7.2	0	0.0	1	
12	19,497	26,325	135.0	31,236	160.2	1	
13	5,523	4,100	74.2	3,150	57.0	1	
14	3,548	2,785	78.5	1,895	53.4	1	
15	12,224	13,183	107.8	11,584	94.8	1	
16	248,635	15,931	6.4	116,968	47.0	2	
17	46,773	47,270	101.1	50,395	107.7	2	
18	339,420	276,604	81.5	238,106	70.2	5	
計	2,019,640	1,641,207	81.3	1,700,501	84.2	32	
指定作業場 その他	平成13年度		平成14年度		平成15年度		井戸数 (本)
	揚水量 (m ³ /年)	揚水量 (m ³ /年)	割合 (%)	揚水量 (m ³ /年)	割合 (%)	揚水量 (m ³ /年)	
1	12,106	13,235	109.3	12,672	104.7	2	
2	0	0	----	0	----	1	

3	49,017	53,196	108.5	54,036	110.2	1
4	13,867,910	13,745,400	99.1	13,803,420	99.5	20
5	47,364	50,255	106.1	49,223	103.9	3
6	----	----	----	1,673	----	1
7	----	----	----	506	----	1
計	13,976,397	13,862,086	99.2	13,921,530	99.6	29
合計	15,996,037	15,503,293	96.9	15,622,031	97.7	61

※井戸数は、平成15年度の数（吐出口の断面積が21c㎡以上の揚水施設）であり、割合は、平成13年度の揚水量を100%とした比率です。揚水量は、各年1月から12月までの調査量です。

地下水揚水量調査結果（揚水機の出力が300Wを超えるもの）

工場	平成13年度		平成14年度		平成15年度		井戸数 (本)
	揚水量 (m ³ /年)	揚水量 (m ³ /年)	割合 (%)	揚水量 (m ³ /年)	割合 (%)		
1	5,568	5,286	94.9	4,886	87.8	1	
計	5,568	5,286	94.9	4,886	87.8	1	
指定作業場 その他	平成13年度		平成14年度		平成15年度		井戸数 (本)
	揚水量 (m ³ /年)	揚水量 (m ³ /年)	割合 (%)	揚水量 (m ³ /年)	割合 (%)		
1	9,583	11,171	116.6	10,654	111.2	1	
2	17,478	15,881	90.9	14,172	81.1	1	
3	4,113	4,825	117.3	4,385	106.6	1	
4	1,776	1,723	97.0	1,692	95.3	1	
5	8,510	8,476	99.6	9,372	110.1	1	
6	2,178	1,855	85.2	159	7.3	1	
7	0	0		0		1	
8	9,477	9,625	101.6	9,766	103.0	1	
9	2,876	1,666	57.9	1,246	43.3	1	
10	12,542	23,357	186.2	14,876	118.6	1	
11	----	----	----	2,788	----	1	
12	----	----	----	855	----	1	
計	68,533	78,579	114.7	69,965	102.1	12	
合計	74,101	83,865	113.2	74,851	101.0	13	

※井戸数は、平成15年度の数（揚水機の出力が300Wを超えるもの）であり、割合は、平成13年度の揚水量を100%とした比率です。揚水量は、各年1月から12月までの調査量です。

事業名	工場排水調査
担当課	環境部 環境対策課

河川などへ排水している工場のうち、東京都の条例で規制されている物質を使用する2工場について、年4回排水調査を行っています。（平成15年度より1工場減）

平成15年度の項目別検体数は48検体あり、そのうち規制基準が適用されない16検体を除く32検体が基準に適合していました。

工場排水項目別適合率

項目	区分	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
		検体数	適合数	(%) 適合率	検体数	適合数	(%) 適合率	検体数	適合数	(%) 適合率
水	温	12 (12)	12	100	12 (12)	12	100	8 (8)	8	100
水素イオン濃度		12 (12)	12	100	12 (12)	12	100	8 (8)	8	100
生物化学的酸素要求量		8 (12)	8	100	8 (12)	8	100	4 (8)	4	100
浮遊物質	量	8 (12)	8	100	8 (12)	7	87.5	4 (8)	4	100
ノルマルヘキサン抽出物		8 (12)	8	100	8 (12)	8	100	4 (8)	4	100
亜鉛		0 (4)	—	—	0 (4)	—	—	0 (4)	—	—
六価クロム		4 (4)	4	100	4 (4)	4	100	4 (4)	4	100
計		52 (68)	52	100	52 (68)	51	98.1	32 (48)	32	100

※（ ）内数字は、規制基準の適用されない検体を含みます。

工場排水調査結果

工場	調査月日	透視度 (cm)	気温 (℃)	水温 (℃)	水素イオン濃度 (pH)	* 生物化学的酸素要求量 (mg/l)	* 浮遊物質 (mg/l)	* ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/l)	* 亜鉛 (mg/l)	六価クロム (mg/l)
A	6月18日	50以上	28.4	34.8	7.1	2.5	21	<5		
	9月17日	50以上	28.8	32.4	7.3	2.6	11	<5		
	12月8日	50以上	8.7	27.2	7.6	3.2	13	<5		
	3月11日	50以上	26.0	30.0	7.5	5.8	6	<5		
B	6月18日	50以上	27.6	26.3	7.6	20	3	<5	1.71	<0.01
	9月17日	50以上	29.0	28.2	7.7	180	3	6.1	2.71	0.02
	12月8日	50以上	9.6	15.1	7.4	40	5	<5	8.89	<0.01
	3月11日	50以上	23.9	21.6	7.4	66	4	<5	4.86	<0.01
排水基準				40℃ 以下	5.8以上 8.6以下	25	50	5	5	2

※*の項目の基準は、工場B（第2類工場で日排水量50m³未満）では適用されません。なお、適用されない項目は、二重枠線内です。

基本的施策：近隣における環境問題への対応（C1-3）

事業名	苦情処理
担当課	環境部 環境対策課

申し立てられた苦情は、時間帯・場所のほか、近隣関係など主観的要素にも大きく左右される内容が多いため、評価が不安定であり、法律や条例の規則にもなじみにくいものが多く、各自治体も対応に苦慮しているのが現状です。

苦情の内容も複雑になっており、処理についても一度の調査で解決するものばかりでなく数回の交渉を重ねて行われ、翌年に繰り越すことも多くあります。

ア 現象・年度別推移

(単位:件)

現象 年度	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
平成13年度	49	2	11	4	18	1	1		28	4	6	2	126
平成14年度	53	3	14	8	14	1		2	40	12	21	8	176
平成15年度	32	2	9	3	23	1		3	28	6	20	9	136

イ 現象・月別苦情件数

(単位:件)

現象 月	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
4月					2			1		1	2		6
5月	4				3			1	4	2	3	1	18
6月	4		4	1	3	1			4		2	3	22
7月	3		2		5				5		2		17
8月	2				2				5	1		1	11
9月			2		1				3		9	3	18
10月	4			1	1			1	3				10
11月	1			1					1	1	1		5
12月	4	1	1		1				2				9
1月	5				3					1			9
2月	1				1				1			1	4
3月	4	1			1						1		7
合計	32	2	9	3	23	1		3	28	6	20	9	136
前年度合計	53	3	14	8	14	1		2	40	12	21	8	176

ウ 現象・用途地域別苦情件数

(単位:件)

現象 用途地域	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
住居地域	23	2	5		13	1		3	26	3	18	7	101
近隣商業地域	2		2		2				2	1		1	10
商業地域	2				2								4
準工業地域	4		1	3	6					1	2	1	18
工業地域													
市街化調整区域	1												1
その他			1							1			2
合計	32	2	9	3	23	1		3	28	6	20	9	136

工 現象・発生源別苦情件数

(単位:件)

現象 発生源	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
工場	2			1	5	1							9
指定作業場	2		1		2								5
建設作業	1	2			5								8
一般	27		8	2	11			3	28	6	20	9	114
合計	32	2	9	3	23	1		3	28	6	20	9	136

施策の基本的方向 (2) 有害化学物質から健康を守る

基本的施策：適正な情報の収集と提供 (C3-1)

事業名	アスベスト
担当課	環境部 環境対策課

国や都でもアスベスト含有材料を使用している建築物の改修・解体工事に届出義務を課すなど、飛散防止対策を行っています。

平成15年度に昭島市に届出のあった石綿含有建築物解体等工事施工計画届は2件でした。

事業名	化学物質の適正管理
担当課	環境部 環境対策課

平成13年度より適正管理化学物質(58種類)を年間100kg以上使用する事業所は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(略称:東京都環境確保条例)」に基づき届け出ることになりました。

また、国では化学物質排出把握管理促進法(PRTTR法)で規定しています。

この両制度の目的は、事業者が自ら化学物質の環境への排出量等を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた自主的な取組を進めていくためのものです。平成15年度は、31の事業所より、東京都環境確保条例に規定されている化学物質のうちの27種類の化学物質の届出がありました。

市内で使用された化学物質ごとの移動量集計

適正管理化学物質名	届出件数	使用量(kg/年)	製造量(kg/年)	製品としての出荷量(kg/年)	環境への排出量(kg/年)				事業所外への移動量(kg/年)		
					環境への排出量(kg/年)	大気(kg/年)	公共用水域(kg/年)	その他(kg/年)	事業所外への移動量(kg/年)	廃棄物(kg/年)	廃水(下水道)(kg/年)
アセトン	4	50,250	0	1,500	4,510	4,510	0	0	4,040	4,040	0
イソプロピルアルコール	6	10,140	0	2,600	5,171	5,171	0	0	2,430	2,310	120
塩酸	4	45,010	0	0	0	0	0	0	6,684	6,684	0
キシレン	14	941,570	0	897,800	15,079.5	15,079.5	0	0	3,700	3,700	0
クロム及び三価クロム化合物	5	18,000.7	0	18,170.4	0	0	0	0	1,250	1,249	3.4
六価クロム化合物	5	1,650	0	136	0	0	0	0	12	12	0
酢酸エチル	8	20,380	0	13,000	4,692	4,692	0	0	2,705	2,705	0
酢酸ブチル	2	6,400	0	1,800	3,400	3,400	0	0	1,100	1,100	0
シアン化合物(鉛塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	2	670	0	0	0	0	0	0	211	209	2.3
ジクロロメタン	4	26,930	0	25,000	1,748	1,748	0	0	185	185	0
硝酸	6	14,680	0	0	46.1	46.1	0	0	3,450	3,450	0
テトラクロロエチレン	1	6,400	0	0	4,100	4,100	0	0	2,300	2,300	0
トリクロロエチレン	6	42,750	0	6,700	30,089	30,089	0	0	6,000	6,000	0
トルエン	19	1,647,350	0	1,410,600	27,880.1	27,880.1	0	0	32,700	32,700	0
鉛及びその化合物	4	4,920	0	4,097	9.4	8.6	0	0.8	786	786	0
ニッケル	5	3,300	0	3,410	0	0	0	0	10	10	0
ニッケル化合物	5	1,900	0	54	0	0	0	0	1,674	1,664	5.6
フェノール	1	2,400	0	0	0	0	0	0	40	40	0
ふっ化水素及びその水溶性塩	4	1,500	0	300	38.3	38.2	0	0.1	793	763	30
ヘキサン	2	17,160	0	17,000	160	160	0	0	0	0	0
ベンゼン	8	74,290	0	71,090	66.1	66.1	0	0	0	0	0
ホルムアルデヒド	1	930	0	0	750	750	0	0	190	190	0
マンガン及びその化合物	1	260	0	160	0	0	0	0	98	98	0
メタノール	6	57,080	0	2,900	6,174	6,174	0	0	2,167	2,167	0
メチルイソブチルケトン	1	3,600	0	0	2,800	2,800	0	0	580	580	0
メチルエチルケトン	5	14,990	0	6,800	4,200	4,200	0	0	3,900	3,900	0
硫酸	8	106,070	0	0	46	46	0	0	22,030	22,030	0

基本的施策：モニタリング調査の実施(C3-2)

事業名	燃料調査 (※67頁参照)
担当課	環境部 環境対策課

大気汚染の原因となる物質のひとつに、硫黄酸化物(SO_x)があります。燃料に含まれている硫黄分が燃焼に伴って変化したもので、ボイラーなどの固定発生源から多く排出されています。

市では、「東京都環境確保条例」に基づき、日最大3000以上の重油を使用する工場及び指定作業場について、燃料中の硫黄分の調査を行っています。なお、平成15年度は、2月に14工場及び1指定作業場について調査した結果、全て基準に適合していました。

調査結果

区分 使用量	平成13年度				平成14年度				平成15年度			
	調査数	適合数	適合(%)	平均硫黄分	調査数	適合数	適合(%)	平均硫黄分	調査数	適合数	適合(%)	平均硫黄分
3000 以上 5000 未満	3	3	100	0.26	2	2	100	0.06	3	3	100	0.21
5000 以上 20000 未満	6	6	100	0.11	7	7	100	0.18	6	6	100	0.20
20000 以上	8	8	100	0.12	8	8	100	0.07	6	6	100	0.10
計	17	17	100	0.14	17	17	100	0.10	15	15	100	0.16

事業名	ダイオキシン類調査 (※68頁参照)
担当課	環境部 環境対策課

平成15年度に市で実施したダイオキシン類大気環境調査の結果は、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気環境基準「0.6 pg-TEQ/m³」を、全ての地点で下回っていました。

(1) 調査目的

昭島市内及び清掃センター周辺における大気環境中のダイオキシン類について、その実態を把握する。

(2) 調査内容

①調査地点 : 昭島市内3地点及び清掃センター周辺2地点

②調査対象物質：ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDDs) 9種

ポリ塩化ジベンゾ - フラン (PCDFs) 11種

コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCBs) 12種

③調査年月日 : 平成15年 5月 28日～29日

平成15年 8月 6日～ 7日

平成15年11月 5日～ 6日

平成16年 1月21日～22日

(24時間連続大気採取)

④試料の採取及び分析方法：「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠

ダイオキシン類大気環境調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点名	5月	8月	11月	1月
田 中 小 学 校 屋 上	0.031	0.037	0.090	0.11
瑞 雲 中 学 校 屋 上	0.030	0.068	0.082	0.071
昭 和 公 園	0.035	0.065	0.084	0.087
滝 山 台 見 晴 公 園	0.030	0.068	0.086	0.083
宇 津 木 台 小 学 校 屋 上	0.033	0.069	0.086	0.10

※毒性等価係数は、WHO-TEF(1998)を使用。

ダイオキシン類調査位置図



1	田中小学校屋上
2	瑞雲中学校屋上
3	昭和公園
4	滝山台見晴公園
5	宇津木台小学校屋上

基本的施策：ごみの適正処理（C3-3）

事業名	家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制・野焼きの禁止
担当課	環境部 環境対策課

平成 13 年 4 月から「東京都環境確保条例」が施行されました。これにより、家庭や事業所での廃棄物の焼却（野外焼却一般、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却等）が禁止されました。

市では、市民などからの通報や公害パトロールにおいて条例に違反する焼却を行っていることを発見した場合は指導を行っています。

平成 15 年度においては、「小型焼却炉」4 件、「野焼き」15 件の指導を行いました。

(D) 基本目標・地球にかかる負担の少ないまち

施策の基本的方向 (1) ごみを減らしリサイクルを推進する

基本的施策：リサイクルの推進 (D1-2)

事業名	リサイクルの推進
担当課	環境部 ごみ減量課

ごみの総資源化率（目標値 35%以上）を達成するために、リサイクルの推進を図りました。

年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
総資源化率	24.9%	26.5%	26.4%

施策の基本的方向 (2) 新しいエネルギーを導入する

基本的施策：省エネルギーの推進 (D2-1)

事業名	省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及
担当課	環境部 環境対策課

地球温暖化の原因となる二酸化炭素やゴミの排出量を少なくするライフスタイルに心がけ、また、家計費の節約への励みとするための『省エネ家計簿』を、各家庭に配布している『資源・ごみの収集カレンダー』に綴じ込みました。

なお、この家計簿は、公募した市民作成委員の協力を得て作成しました。

施策の基本的方向 (3) 地球環境の保全に取り組む

基本的施策：温室効果ガスの排出削減 (D3-1)

事業名	温室効果ガス削減
担当課	環境部 環境対策課

昭島市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの削減に努めました。

(詳しくは、52 頁をご参照ください。)

(E) 基本目標・環境を学びみんなで取り組むまち

施策の基本的方向 (1) 環境学習を推進する

基本的施策：体験型学習機会の拡充 (E1-3)

事業名	環境学習講座
担当課	環境部 環境対策課

身近なところから環境を学び、環境に負荷をかけない日常生活を実践してもらうため、環境学習講座を開催しました。

講座	期間	受講者数
環境学習講座	平成16年1月から平成16年3月まで(9回)	16名

回	実施日	テーマ・内容
1	1月17日(土)	私達の生活と都市農業
2	1月24日(土)	昭島の大地を学ぶ
3	1月31日(土)	水と空気を調べてみたら(1)
4	2月7日(土)	水と空気を調べてみたら(2)
5	2月14日(土)	ゆう水とまちなみウォッチング
6	2月21日(土)	野鳥観察
7	2月28日(土)	我が家の自然エネルギー
8	3月6日(土)	昭島市の環境を知ろう
9	3月13日(土)	見直します、私の暮らし



環境学習講座

施策の基本的方向 (2) 環境を大切に活動を進める

基本的施策：環境情報の提供 (E2-1)

事業名	「昭島市の環境」の作成
担当課	環境部 環境対策課

市の環境の実態を掲載した「昭島市の環境」を作成しました。平成 12 年版以降は、市のホームページにも「昭島市の環境」を掲載しています。

また、「広報あきしま」に各種環境調査の結果を随時掲載しています。

施策の基本的方向 (3) 協力と責任のある推進体制を確立する

基本的施策：パートナーシップの構築 (E3-1)

事業名	環境フォーラム
担当課	環境部 環境対策課

昭島環境フォーラムは、地域の環境に関する情報や活動の交流などを旨とするネットワークです。「昭島市環境フォーラム」の事務局として、市民、事業者とのパートナーシップ構築を目指しました。

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
開催回数	6 回	7 回	6 回

基本的施策：環境マネジメントシステムの導入推進 (E3-2)

事業名	ISO14001認証取得事業
担当課	環境部 環境対策課、水道部 業務課

市役所本庁舎と水道部を対象に環境マネジメントシステムを構築し、平成 15 年 9 月 26 日に ISO14001 の認証を取得しました。

環境マネジメントシステムを推進するための方向性を示す「昭島市環境方針」は、市役所本庁舎や市の各施設で配布するとともに、ホームページでも公表しています。

※ ISOは、「国際標準化機構」という意味です。国際的な非政府機関で、全世界の規格を標準化することを目的に活動しています。

ISO14001とは、環境への負荷を減らすための仕組み（環境マネジメントシステム）を規定した規格で、環境ISOともいわれています。事務事業に伴って生じる環境への負荷を、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を行いながら、継続的に改善を図ります。（この一連の流れをPDCAサイクルと呼びます。）



認証取得授与式



認証取得懸垂幕



認証登録証

昭島市環境方針

1 基本理念

昭島市は、多摩川や地下水に象徴される豊かな自然の恵みを受けています。一方、私たちの社会活動による自然環境への負荷が、今日深刻な問題となっています。

こうした環境問題に積極的に取り組むため、「美しい水とみどりを将来の世代に」を望ましい環境像とし、人と自然が共生して、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指します。

その具体的な足がかりとして、昭島市は、ISO14001（環境マネジメントシステム）を市政運営の基本的なしくみに位置付け、事務事業における環境への配慮を進め、全職員が一体となって環境保全等に取り組んでいきます。

そのため、基本方針を次のとおり定めます。

2 基本方針

- (1) 水と自然を大切にします
地下水100%の水道水を維持し、自然環境を大切にします。
- (2) みどりとのふれあいを大切にします
みどりを守り育て、まちをきれいにします。
- (3) 健康な暮らしを守ります
環境汚染の防止に努め、生活環境を保全します。
- (4) 地球にかかる負担を低減します
省エネルギーや省資源・リサイクルを推進し、地球温暖化対策に取り組むとともに、ごみの減量を徹底します。
- (5) 環境を学びみんなで取り組みます
市民や事業者とともに、環境を大切に活動を進めます。

以上の取組については、環境保全に関する法令や約束を守り、環境目的・目標を定め、環境マネジメントシステムの定期的な見直しにより、継続的な改善を進めます。

平成14年11月1日

昭島市長 北川 穰 一

基本的施策：地球環境の保全に関する実践的活動の普及（D3-4）

事業名	環境意識の啓発活動
担当課	環境部 環境対策課

イベント等の機会を通じて地球環境の保全意識の啓発に努めました。

懸 垂 幕 掲 示	懸垂幕「6月は環境月間です」を市庁舎敷地内に掲示しました。
環境パネルの展示等	<p>環境保全啓発のパネルの展示や、地域活動団体の報告等を市庁舎1階ロビーで行いました。（平成15年6月2日から6日まで）</p> 
広報あきしまへの掲載	環境学習シリーズとして、6月15日号から3月15日号まで全9回にわたって地球温暖化についての知識を掲載しました。
イベントへの参加	「昭島市消費生活展・リサイクル展（平成15年6月1日）」、「産業まつり（平成15年11月8日/9日）」に参加し、環境保全意識の啓発を行いました。

(1) 適用範囲

市役所本庁舎及び水道部（東部配水場含む）

(2) 主な取組内容

日常事務活動（全庁共通の事務活動）の取組内容

分野名	具体的な取組内容（抜粋）
電力消費削減	・冷暖房は、夏の冷房時28℃・冬の暖房時20℃に設定する。 ・5時25分に事務室と事務室に面する廊下の照明を一斉消灯し、再点灯は必要最小範囲にとどめる。
庁用車燃料消費削減	・公共交通や自転車利用により、庁用車利用を抑制する。 ・新規購入時には、国土交通省の低排出ガス車認定制度により、認定された低排出ガス車の導入を図る。
紙使用削減	・両面印刷（コピー）を徹底し、必要に応じ縮小機能を活用する。 ・庁内資料等は、使用済み用紙の裏面を活用する。
水道使用削減	・水道配管からの漏水を点検する。 ・トイレの洗浄水、グリーンテラスの灌水等への雨水利用を維持する。
廃棄物量削減	・各課配置の5段型リサイクルボックスで、紙ごみの分別を徹底する。 ・備品購入の前に、修理等により再利用可能か、製品の共同利用やレンタルが可能か検討する。
グリーン購入	・グリーン購入を推進するため、「昭島市グリーン購入指針」の策定に向けてプロジェクトチームによる検討を行う。

(3) これまでの取組経過

年 月 日	内 容
平成14年8月1日	市長が、ISO14001の認証取得を目指した取組開始を宣言。（キックオフ宣言）
平成14年10月10日	環境マネジメントシステム構築のためのプロジェクトチームを発足。
平成14年11月1日	環境保全活動の方向性を示す「昭島市環境方針」を策定。
平成14年12月19日	環境マネジメントシステムを効果的に実施するための推進体制を構築。
平成15年4月1日～	環境マネジメントシステム構築。
平成15年6月30日～7月2日	環境マネジメントシステムに沿った活動が行われているか、職員による各課の内部環境監査実施。
平成15年7月8日・9日	認証取得第1次審査を受審。
平成15年7月25日	内部環境監査の指摘等を踏まえ、市長が環境マネジメントシステムの見直しを実施。
平成15年8月18日～8月20日	審査機関による認証取得第2次審査（本審査）を受審。
平成15年9月26日	国際規格ISO14001の認証を取得。
平成15年9月30日	登録証の授与式を実施。
平成16年2月1日	認証取得を記念して「ISO14001認証取得記念環境フェスタ」を開催。
平成16年2月	環境影響調査（平成16年度分）により、著しい環境側面を抽出。

昭島市地球温暖化対策実行計画

II 地球温暖化対策実行計画

1 計画策定の背景と目的

地球の大気には、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスが含まれているため、地球の平均気温は約15℃に保たれてきました。ところが、18世紀中頃に始まった産業革命以来、石油、石炭等の化石燃料の大量消費や森林伐採等により、大量の二酸化炭素等の温室効果ガスが排出され、大気中の二酸化炭素等の濃度が増加しています。

この温室効果ガスの増加は、地球全体の熱循環を乱し、気温の上昇や海面の上昇、異常気象など地球全体における気候のバランスを崩す原因の一つと考えられ、自然生態系や人間社会に悪影響をもたらすと予測されています。

平成13年4月に、気候変動に関する政府間パネルが公表した第3次評価報告書によると、2100年には、現在と比較して気温が1.4～5.8℃上昇し、海面は9～88cm上昇すると予測されています。

日本においても、熱中症の増加、農作物の生育障害、海面上昇による低地の侵食等、さまざまな気候変動の影響が予測されています。

このような現象が発生する地球温暖化を防止するために、平成9年の温暖化防止京都会議（COP3）において温室効果ガスの削減量に関する国際的な取り決めである京都議定書が採択されました。このCOP3において、平成20年～24年の間に平成2年時点と比べて、日本の温室効果ガスの排出量を6%削減する目標が定められました。

このような情勢のなか、市町村に「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」の策定を義務付けた「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年4月施行）が平成10年10月に公布されました。これに基づき、市は、「地球温暖化対策実行計画」を平成14年3月に策定し、自らの事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの排出量抑制に努めています。

2 計画の期間

計画の期間は平成14年度～18年度までの5年間です。なお、技術の進歩や社会情勢の変化により必要に応じて見直します。

3 対象範囲

本計画の対象範囲は、市役所の全ての組織及び施設等に係る事務・事業です。ただし、民間への委託等（施設の管理運営を含む）により実施している事業は対象外としています。

4 計画の目標

平成12年度を基準年として、平成18年度までに温室効果ガスの排出量を5%以上削減することを目標としています。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

本市における温室効果ガスの総排出量の削減目標を次のとおりです。

総排出量の削減目標 (kg-CO ₂ /年)	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (目標年)	削減目標
	8,939,688	8,492,703	5%以上の削減を図る

活動の種類別削減目標

活動の種類	削減目標
電気の総使用量	5%以上削減する
施設燃料使用量	5%以上削減する
自動車燃料使用量	5%以上削減する
水道使用量	5%以上削減する
紙の使用量	5%以上削減する
用紙類の古紙配合率	可能な限り100%に高める
低公害車等の導入量	車輛の買い換え時に、可能な限り導入する

5 実施結果報告

市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの量は、下記の表のとおり基準年度である平成12年度に対して5%減少しました。これは、本庁舎や水道部におけるISO14001の環境マネジメントシステム導入による省エネ省資源などの取組の徹底が要因として考えられます。市では、今後も事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減に努めます。

温室効果ガス排出量

平成12年度	平成15年度	増減率
8,939,688kg-CO ₂	8,496,183kg-CO ₂	5.0%減

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。

参考資料（環境基準など）

Ⅲ 参考資料（環境基準など）

1 大気について

大気汚染の原因物質には次ページのものなどがあり、工場・事業場・一般家庭などの「固定発生源」と、自動車・航空機・船舶などの「移動発生源」から排出されます。近年は固定発生源に対する規制が強化されかなり改善されました。

また、平成 15 年度の東京都の大気汚染状況の測定結果を見るとディーゼル車規制が開始されたことに伴い浮遊粒子状物質による大気汚染が大幅に改善されました。

☆ 大気汚染に係る評価方法と環境基準

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質については両方の方法、二酸化窒素は長期的評価、光化学オキシダントは短期的評価が定められています。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が常時生活していない地域又は場所以外の区域を対象としたものです。

（1）短期的評価

連続する 24 時間における 1 時間値の平均値と、各 1 時間値または 8 時間平均値とを環境基準と比較して、2 つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

（2）長期的評価

① 二酸化窒素

年間の 1 日平均値のうち、低いほうから 98% に相当するもの（98% 値）を、環境基準（0.06ppm）と比較して評価します。

② 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間の 1 日平均値のうち、高いほうから 2% の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合には 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（2% 除外値）を、環境基準と比較して評価します。

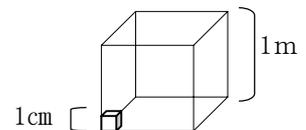
ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価します。

大気汚染に係る環境基準

(環境基準=環境基本法に基づき、人の健康を保護するうえで、維持することが望ましい基準)

物質名	環境上の条件	発生源等
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄酸化物(SO _x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生します。無色・刺激性のある気体で、慢性気管支炎、ぜんそくなどを引き起こします。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	大気中に浮遊している微粒子のうち、10μm(100分の1mm)以下のもので、多くはディーゼル車から排出されます。呼吸器に沈着し、呼吸器疾患などを起こします。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	燃料などの不完全燃焼によって発生します。工場・事業場からも排出されますが、主に自動車から排出されています。頭痛やめまいなどの症状があらわれます。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴って工場・自動車などから排出されたNO(一酸化窒素)が大気中でNO ₂ (二酸化窒素)になります。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因になります。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物質の総称で光化学スモッグの原因となるほか、眼・喉の炎症や、植物への被害などを起こします。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われています。麻酔作用のほか、慢性症状としては、造血機能の障害、発ガン性などが認められています。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	金属機械部品の洗浄、塗料のシンナー、羊毛の脱脂洗浄などに使われます。皮膚への刺激作用、神経障害、肝腎臓障害などを起こします。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニングなどで使われます。皮膚への刺激作用、肝機能障害、頭痛、黄疸のほか、発ガン性の疑いもあります。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	不燃性、非引火性で、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤、エアゾルの噴射剤などに使われています。急性症状として中枢神経に対する麻痺作用及び目への刺激などがあり、慢性症状として皮膚の刺激及び発ガン性の疑いが指摘されています。

※ ppm … 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmといます。たとえば、二酸化硫黄が1ppmとは、空気1m³中に二酸化硫黄が1cm³含まれる場合をいいます。



2 騒音・振動について

☆ 騒音

騒音とは、「好ましくない」「不必要な音」の総称であり、同じ音でも好ましくないという人もいれば、気にならないという人もいます。

多くの人が騒音とする音として次のようなものがあげられます。

- ①概して大きい音
- ②音色の不愉快な音
- ③音声聴取を妨害する音
- ④休養や安眠を妨害する音
- ⑤勉強や事務の能率を低下させる音

また、騒音の発生源には、工場・事業場、建設工事及び、自動車・鉄道・航空機などの交通機関がありますが、近年、幹線道路沿道の騒音が大きな問題となっています。

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも、周波数の高低により異なった強さの音に聞こえることがあります。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定します。測定した数値を騒音レベルといい、単位として「デシベル（dB）」が使われます。

騒音の基準には、環境基本法に基づく環境基準、東京都環境確保条例に基づく規制基準、さらに騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める環境省令（要請限度）等があります。

☆騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づいて、騒音に関する「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基準）が定められています。

騒音に係る環境基準（H10.9.30 環境庁告示第64号）（単位：デシベル）

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55以下	45以下
	準住居地域 用途の定めのない地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60以下	50以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

※この基準は航空機騒音、建設作業騒音には適用しません。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりです。

幹線道路近接空間に関する特例

昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70 dB以下	65 dB以下
<p>※ 「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2車線以下の車線を有する道路 15m ・2車線を超える車線を有する道路 20m <p>個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）によることができる。</p>	

☆ 自動車騒音 要請限度

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」とよばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

区域	当てはめ地域	車線等	時 間 の 区 分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1 車線	65	55
		2 車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車線	65	55
		2 車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	75	70

備考 1 測定評価の地点

- (1) 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
- (2) 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
- 2 騒音の測定は当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 3 騒音の測定方法は、原則としてJIS Z8731に定める騒音レベル測定法による。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の大きさは、原則として測定した値を、3日間の全時間を通じて時間の区分ごとにエネルギー平均した値とする。

参考

- ・車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

☆ 近隣騒音

生活様式が変化したことによって、音響機器、冷暖房機器などの使用による一般家庭の騒音や飲食店、大型店などの深夜営業に伴う騒音などが問題になっています。

たとえば一般家庭から出てくる騒音には、エアコン、ピアノ、テレビ、ステレオ、ドアの開け閉めの音、夜おそくのシャワー、洗濯機を使う音、床の上で跳びはねる音、ペットのなき声などがあげられます。これらの音は、自分の知らないうちに近所の迷惑となっていることがあります。

カラオケ騒音に関する制限

- カラオケ等の使用規制（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第131条）
飲食店営業及び喫茶店営業での、午後11時から翌日の午前6時までカラオケ等の使用禁止。
（音が外部に漏れない場合を除く）なお、住宅・病院等から50m（商業地域にある住宅等からは20m）以上離れた場所に発生源がある場合は適用除外とします。
- 深夜の営業等の禁止（条例第132条）
深夜（午後11時から翌日の午前6時）の営業が制限されています。対象は飲食店営業、喫茶店営業及びガソリンスタンドなどです。対象地域は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居地域及びこれらの周囲20m以内の区域です。

☆ 振動

公害としての振動は、「不快な振動、好ましくない振動」のことで、騒音と同様に主観的要素によるところがあります。たとえば乗用車や電車に乗ったときの振動はかなり大きなものですが、ほとんどの人は不快に感じません。しかし工場や建設工事に伴う振動は小さいものであっても不快に感じます。

振動の原因は、鍛造、プレス、印刷工場などの機械の稼働、建設工事や大型車両の通行などですが、そのほとんどの場合、騒音の発生を伴います。

また、最近では、人間の耳に聴きとれないほど低い周波数の空気振動による被害が発生しています。これは工場の特異な機械や道路橋などから発生し、建物の窓や戸がガタガタ振動したり、頭痛、イライラ、耳鳴りなどの身体的影響がみられることもあります。

工場・指定作業場等別に定めのあるものを除き、下表の基準を超える振動を発生させてはならないことになっています。なお、振動の単位はデシベル（dB）を使用します。

振動の規制基準（東京都環境確保条例 第136条 別表13二）（単位：デシベル）

区 域 の 区 分	敷地の境界における振動の大きさ	時間の区分			
		8時	(昼間)	19時	(夜間) 8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		60	55	20時
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65	60	

1 学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれ上欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

2 第2種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第2種区域の基準が適用される。

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条及び同施行規則第12条（別表第2））

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		敷地の境界における振動の大きさ			
	あてはめ地域	時間の区分			
		8時	（昼間）	19時	（夜間） 8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		65	60	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70	65	20時

第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。

3 光化学スモッグについて

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こしてできたもの（二次的汚染物質）が大気中にたまって白くもやがかかったような状態になっていることをいいます。

日差しが強くて風が弱い夏の日に発生しやすく、目がチカチカしたり、のどの痛み・息苦しさ・頭痛などの症状を引き起こすことがあります。

東京都は、都内全域を区東部・区西部・区南部・区北部・多摩中部・多摩西部・多摩南部及び多摩北部の8地域に分けて、オキシダント濃度の測定を行っており、昭島市は多摩中部に属しています。

発令基準	
	オキシダント濃度
学校情報	0.10ppm以上が継続
注意報	0.12ppm以上が継続
警報	0.24ppm以上が継続
重大緊急報	0.40ppm以上が継続

※光化学オキシダントとは…

光化学スモッグのうち、酸化性物質（二酸化窒素は除く）のこと。この濃度が高まると、光化学スモッグ濃度も高まります。

4 水質について

河川・海域等は、多少の汚れであれば「自浄作用」によって、もとのきれいさを取り戻します。しかし、現在、排出される産業排水や生活排水は膨大な量です。そのうえ地面舗装による土壌の浄化作用の低下、ダム建設による流量の減少、護岸工事等による自然環境の変化なども重なって、川のもつ自浄能力が追いつかない状況です。加えて重金属類など自然の自浄能力が及ばない物質も排出されるようになってしまいました。そこで、排出源への規制や生活排水の処理だけではなく、以下のように環境基準を設けて水質の監視を行っています。

なお、市内を流れる多摩川は、拝島橋より上流はA類型、下流はB類型（平成13年4月より）です。

☆ 水質汚濁に係る環境基準

河川（湖沼を除く）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/λ 以下	25mg/λ 以下	7.5mg/λ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/λ 以下	25mg/λ 以下	7.5mg/λ 以上	1000MPN /100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/λ 以下	25mg/λ 以下	5mg/λ 以上	5000MPN /100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/λ 以下	50mg/λ 以下	5mg/λ 以上	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/λ 以下	100mg/λ 以下	2mg/λ 以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/λ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/λ 以上	

※基準値は日間平均値としています。

- ※ 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級 : ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級 : 特殊な浄水操作を行うもの
 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/λ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/λ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/λ以下
鉛	0.01 mg/λ以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/λ以下
六価クロム	0.05 mg/λ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/λ以下
ヒ素	0.01 mg/λ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/λ以下
総水銀	0.0005 mg/λ以下	チウラム	0.006 mg/λ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/λ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/λ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/λ以下	ベンゼン	0.01 mg/λ以下
四塩化炭素	0.002 mg/λ以下	セレン	0.01 mg/λ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/λ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/λ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/λ以下	ふっ素	0.8 mg/λ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/λ以下	ほう素	1 mg/λ以下

※地下水の水質汚濁に係る環境基準はこの基準に準じます。

〔用語説明〕

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指標。pH 7が中性で、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚濁物質が微生物により酸素分解されるために必要とされる酸素量で、数値が高いほど川は汚れていることとなります。魚の生育環境としては5mg/λ以下が望ましく、悪性発生源は10mg/λであるといわれています。
浮遊物質 (SS)	水中に浮かび、ただよっている物質の量です。これが多いと光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚介類にも悪影響を及ぼします。
溶存酸素量 (DO)	水中にとけている酸素量です。酸素量が少ない川では魚介類が生存できなくなります。比較的生命力の強いコイ、フナ等でも5mg/λ以上が望ましいといわれています。
大腸菌群数	水中から多量に検出された場合は、生し尿が混入している可能性があり、赤痢、コレラなどの病原菌細菌が存在する危険性があります。
カドミウム	メッキ、顔料、電池などで使用されています。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝臓障害をもたらしたり、また、歯ぐきに黄色の着色を示したり、嗅覚を失うような場合があります。
全シアン	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されています。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし死亡することがあります。
鉛	さびにくさ、加工のしやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されています。人体への影響としては貧血や中枢神経等への影響があります。
六価クロム	電気メッキ工場、顔料製造工場などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われています。人体影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられます。
ひ素	半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤などに使われます。皮膚の色素沈着、下痢、便秘などがあります。
総水銀	有機水銀化合物、無機水銀化合物などすべての形態の水銀の総量をいいます。化学品製造、医薬品などに用いられます。水銀化合物中には昇こう (HgCl ₂) のように強い毒性を持つものがあります。また慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。
PCB	熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されてきました。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあります。
ジクロロメタン	塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害が知られています。
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害が知られています。
トリクロロエチレン	金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出に用いられます。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング、溶剤として用いられています。人体影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
ベンゼン	染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられています。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血等があります。

5 底生生物調査について

水生生物を使った調査方法には、底生生物・付着藻類・魚類など多くの水生生物が用いられます。これらの方法は長期的・複合的な水質の状態を通して直接理解できること、分析機器を必要としないことなどから、理化学的方法にはない利点をもっています。

なかでも底生生物を用いた調査方法は、目に見える生物を対象としていることから実感として分かりやすいため、市の調査に採用しています。一般に清潔な河川における生物は多種多様であり、個体数もバランスのとれた数値を示します。特に底生生物では水質判定を行ううえで最も重要な水生昆虫の蜉蝣目(カゲロウ目)、毛翅目(トビケラ目)などが数多く出現します。

6 湧水について

雨水が地下にしみ込んで地下水となり、崖や谷間から流れ出たものを湧水といいます。一般に夏から秋が豊水期、冬が渇水期といわれています。

都内全体を見ても、水量の多い湧水は数えるほどしかなく、渇水期の水量も低下傾向が続いています。これは都市化に伴い雨水が地下に浸透しにくくなったこと、トンネルや大きなビルなどの地下建造物が地下水の流れを遮断していること、などが原因と考えられます。さらに悪いことには、開発によって湧出地点がなくなってしまうケースも増えています。

しかし、湧水を水源とする流れには、①魚類等が生息して身近に親しめる水辺環境となる、②池や川にきれいな水を供給する水源となる、③緑に水を与える、④都市に残された自然水であり、⑤緊急時には特に貴重となる、など湧水はとても大切なものです。

7 地下水揚水の規制について

昭和 46 年以降は、吐出口の断面積が 21 c m^2 を超える動力を用いる地下水揚水施設は、新設することができなくなりました。また、吐出口の断面積が 21 c m^2 以下であっても、新設の場合は $400\text{m} \sim 650\text{m}$ も掘削せねばならず、新設は困難になっています。

また、昭和 46 年以前に設置された吐出口の断面積が 21 c m^2 を超える地下水揚水施設に対しては、揚水状況を把握するため、水量測定器を設置して地下水の揚水量を記録するとともに毎年報告することを設置者に義務づけています。また、東京都環境確保条例の施行により、平成 13 年度からは、揚水機の出力が 300W を超える施設に対して揚水量を毎年報告することを設置者に対し義務づけられました。

8 工場・指定作業場等について

☆法律に基づく委任事務

騒音規制法

- | | |
|------------|---|
| (1) 特定施設 | 設置・変更等の届出受理 (6条、7条、8条、10条、11条3項)
計画変更勧告 (9条)
改善勧告及び改善命令 (12条1項2項)
必要事項報告徴集・立入検査 (20条)
電気事業法・ガス事業法の定める特定施設に関する届出・通知受理 (21条2項4項) 及び措置要請 (21条2項) |
| (2) 特定建設作業 | 実施届の受理 (14条1項2項)
改善勧告及び改善命令 (15条1項2項)
必要事項報告徴集・立入検査 (20条) |
| (3) その他 | 道路周辺生活環境についての措置要請ほか (17条1項2項)
指定地域の騒音測定 (21条の2) |

振動規制法

委任事務内容は、騒音規制法に準じます。

- ※特定施設 … 工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設であって、政令で定めるもの
- ※特定建設作業 … 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、政令で定めるもの

悪臭防止法

工場その他の事業場に対する改善勧告及び改善命令(8条)

☆ 特定工場数

金属加工機械、大型送風機などの著しい騒音を発生する施設や、著しい振動を発生する施設を「特定施設」といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を「特定工場」として騒音規制法及び振動規制法で規制の対象としています。

騒音規制法に基づく特定工場	178
振動規制法に基づく特定工場	119

※平成16年3月31日現在

☆ 東京都環境確保条例に基づく認可工場数及び指定作業場数

認可工場数

	業 種	認可工場数
製 造 業	食 料 品 製 造 業	47
	飲 料 ・ 飼 料 ・ た ば こ 製 造 業	3
	織 維 工 業	6
	衣 服 ・ そ の 他 の 織 維 製 品 製 造 業	7
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	31
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	19
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	7
	出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	11
	化 学 工 業	3
	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	0
	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	7
	ゴ ム 製 品 製 造 業	2
	な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	0
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	10
	鉄 鋼 業	1
	非 鉄 金 属 製 造 業	4
	金 属 製 品 製 造 業	75
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	53
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	45
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	30
精 密 機 械 器 具 製 造 業	11	
武 器 製 造 業	0	
そ の 他 の 製 造 業	4	
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業	電 気 業	4
	ガ ス 業	3
	水 道 業	1
サ ー ビ ス 業	洗 濯 ・ 理 容 ・ 浴 場 業	15

	自動車整備業	58
	その他の修理業	1
	その他の事業サービス業	3
その他		8
合計		469

※平成16年3月31日現在（留保工場を含む。）

指定作業場数

業 種	指定作業場数
自動車駐車場	229
専用自動車ターミナル	13
ガソリンスタンド・液化石油スタンド	31
自動車洗車場	9
ウェストスクラップ処理場	5
材料置場	21
畜舎	11
青写真を作成する施設を有する事業場	1
めん類製造場	15
豆腐又は煮豆製造場	16
洗濯施設を有する事業場	49
し尿処理施設を有する事業場	1
下水処理場	1
暖房用熱風炉・ボイラー・焼却炉の事業場	45
合計	447

※平成16年3月31日現在（留保指定作業場を含む）

工場・事業場騒音は、工場等で使用されるプレス機械、鍛造機、コンプレッサー、切断機などを作動することにより発生する衝撃音、摩擦音等が複合される工場等の外部に出されるものですが、その大きさは、機械の所有動力、形式、工場建物の構造、作業方法により大きく異なり、これらの機械を使用する市内の工場は、小規模工場が多く、住宅と商店と混在しているのが特徴となっています。

騒音については、工場認可、指定作業場の届出、あるいは立入調査の際に随時指導しています。しかし市内には中小の企業が多く、それを取り巻くように住宅化が進み、住工混在となっていることが、騒音苦情の主因と考えられます。

9 化学物質の適正管理について

東京都環境確保条例により、年間 100 kg 以上の下記の適正管理化学物質を取り扱う事業者は、使用量等の報告、化学管理方法書の作成、提出が義務づけられています。

適正管理化学物質

1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソアミルアルコール	32	セレン及びその化合物

4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1,1,1-トリクロロエタン
8	塩酸	37	1,1,2-トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロロホルム	44	砒素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	P C B
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	49	ヘキサン
21	四塩化炭素	50	ベンゼン
22	1,2-ジクロロエタン	51	ホルムアルデヒド
23	1,1-ジクロロエチレン	52	マンガン及びその化合物
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	53	メタノール
25	1,3-ジクロロプロペン	54	メチルイソブチルケトン
26	ジクロロメタン	55	メチルエチルケトン
27	シマジン	56	有機燐化合物 (E P Nに限る。)
28	臭素化合物 (臭化メチルに限る。)	57	硫酸
29	硝酸	58	ほう素及びその化合物

10 特定建設作業について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音または振動を発生する作業であって、法令で定めるものをいいます。特定建設作業には以下のような基準があり、施工をする場合、作業の開始日の7日前までに届け出る義務があります。

建設作業などの工事は、工場などの騒音・振動とは違って一時期の作業期間で終わるとはいつても、突然騒音・振動を発生する作業が始まるために日常生活にも影響を及ぼすことがあります。そこで住宅密集地での建設作業には事前に付近住民に対する説明などを行うよう、届出の際などに指導しています。平成15年度の特定建設作業届は40件でした。

(1) 騒音規制法の特定建設作業にかかる基準

特定建設作業の種類		敷地境界における音量dB (A)	作業時間		一日における延作業時間		同一場所における連続作業時間		日曜・休日における作業	
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
くい打設作業	くい打ち機(もんけんを除く)くい抜き機又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	85	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止		
びょう打等作業	びょう打機を使用する作業									
破砕作業	削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)									
掘削作業	バックホウ(原動機の定格出力が80kw以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70kw以上)、ブルドーザ(原動機の定格出力が40kw以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)									
使用する作業 空気圧縮機を	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)									
コンクリート搬作業 コンクリートプラント等及	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	道路交通法に規定する交通規制が行われている場合	道路交通法に規定する交通規制が行われている場合							
適用除外項目 作業時間等の	災害その他非常事態緊急作業		○		○		○		○	
	生命・身体危険防止作業		○		○		○		○	
	鉄道の正常運行確保		○						○	
	道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合		○						○	
	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合								○	

(2) 振動規制法の特定制業に係る基準

特定建設作業の種類		敷地境界における音量 dB (A)	作業時間		一日における延作業時間		同一場所における連続作業時間		日曜・休日における作業	
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
くい打設作業	くい打ち機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	75	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止		
破砕作業	ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業						
建設物の解体破壊作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 塗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		午前7時～午後9時	午前6時～午後11時						
作業時間等の適用除外項目	災害その他非常事態緊急作業									
	生命・身体危険防止作業									
	鉄道の正常運行確保									
	道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間（休日）指定の場合									
	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合									

地域の区分

1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

*作業音が基準値を超え周囲の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は騒音又は振動の防止法を改善し、又は1日における延作業時間を最小限4時間までに短縮することができます。

*この基準は作業を開始した日に終わる特定制業には適用しません。

1.1 燃料調査について

燃料用重油の硫黄分含有率の基準(東京都環境確保条例 第69条)

使用量の区分(1日)	硫黄分含有率(重量比%)	
	既設基準 (昭和51年8月1日に設置)	新設基準 (昭和51年8月1日以後設置)
300λ以上500λ未満	1.0以下	0.8以下
500λ以上2000λ未満	1.0以下	0.8以下
2000λ以上	0.8以下	0.5以下

1.2 ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、物が燃えるときに副産物としてできてしまう、塩素を含む化学物質です。金属の精錬、紙の塩素漂白、農薬製造でも発生しますが、多くは廃棄物を焼却するときに発生しているといわれています。そこで国や都府県はダイオキシン類の排出を抑制するため、廃棄物焼却施設に対する規制などを行っています。

ダイオキシンに係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法 第7条）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1 pg-TEQ/λ以下	日本工業規格K0312に定める方法
土壌	1000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
底質土壌	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

昭 島 市 の 環 境

平成 15 年度活動/調査報告

平成 16 年 11 月発行

編集・発行 昭島市環境部環境課
昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
電話 042 (544) 5111 代表

再生紙を使用しています。